

# IAIS の保険規制・監督基準の動向について

## －保険グループ規制・監督を中心にして－

主席研究員 金田 幸二

### 目 次

1. はじめに
2. IAIS の活動および組織の概要
  - (1) 活動の概要
  - (2) 組織概要
3. 国際的な金融規制改革の動きと IAIS 等基準設定機関の役割
  - (1) G20 首脳会議と金融規制改革合意
  - (2) G20 首脳会議による金融規制改革の方針と IAIS の取組課題
4. IAIS の定める各種保険規制・監督基準と保険コア・プリンシプル (ICP)
  - (1) 概要
  - (2) コア・プリンシプルの主要な原則
5. 保険グループに関する各種保険規制・監督とコムフレーム
  - (1) コア・プリンシプルにおける保険グループ監督
  - (2) コムフレームの概要
  - (3) 主要モジュールのポイント
6. 金融システム上重要な金融機関 (SIFIs) と保険グループ
  - (1) G20 と FSB による SIFIs 問題への対応
  - (2) IAIS における G-SIFIs の検討
7. おわりに

## 1. はじめに

1994年設立の保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下「IAIS」）は、世界140余カ国・190余の法管轄地域の保険規制・監督機関が加盟する国際機関である。IAISが策定する保険規制・監督基準は国際通貨基金（International Monetary Fund：以下「IMF」）および世界銀行等による金融セクター評価プログラム（FSAP）でも利用され、また、金融危機を契機としてG20首脳会議による金融規制改革推進の一環として、各国の実施状況が評価されることで実質的世界標準となっている。

IAISは、保険規制・監督基準の基本原則となる保険コア・プリンシプル（Insurance Core Principle）の改正版を2011年10月にソウルで開催された年次総会で正式採択した。また、これに先立ち、IAISは、2011年7月に、国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Group：IAIGs）の規制・監督の枠組を定める共通フレームワーク（通称コムフレーム：ComFrame）の概念ペーパーを公表している。コムフレームは、今後、数年かけて5つのモジュールからなる規定案の策定手続とそれに続く影響度評価等を経て策定される予定となっている。

本稿では、IAISの概要とともに、IAISの各種保険・規制監督の国際基準の概要について、保険グループ規制を中心に紹介する。

具体的には、まず、IAISの組織および活動の概要とともに改正された保険コア・プリンシプルの概要を紹介する。そのうえで、金融危機を踏まえて重要性が認識されている保険グループに関するコア・プリンシプルの関係規定とともに、コムフレームの概要を紹介する。さらに、G20の下で金融危機後の金融安定化のための市場の分析・評価、方針策定等を行っている金融安定化理事会（FSB）による金融システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institution：SIFIs）の認定と、2011年11月に公表されたIAISによる保険セクターのSIFIsに関するレポート等の動向について、概要を説明する。

なお、本稿における意見・考察等に関する部分は、筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

## 2. IAISの活動および組織の概要

IAISは、1994年に設立された保険分野の規制・監督の世界基準の制定等を行う国際機関（a global standard setting body）である。その目的は、保険契約者の利益および保護のために公正、安全かつ安定的な保険市場を発展させるべく、保険業界に対する効果的かつ世界的に首尾一貫した規制および監督を促進させ、世界的な金融安定化に寄与することである<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> IAIS 定款 2 条 1 項(a)・(b)。

## (1) 活動の概要

以下、IAIS の活動および組織の概要について説明する。

### a. 活動領域

IAIS は、その目的を達成するために、特に以下の領域でその活動を進めていくとしている（定款 2 条 2 項）。

- ① 監督者が、自国市場の特殊な状況を考慮しつつ、適用に努めるべき、保険市場の監督に関する原則、基準およびガイダンスの策定
- ② 原則（principles）および基準（standards）の実施と具体的な適用の促進
- ③ 原則および基準の遵守の評価方法の策定、ならびに評価プロセスの促進
- ④ 保険監督に関する相互支援、教育および研修ならびに情報交換を促進させる保険監督者間の広範なつながりおよび協力の促進
- ⑤ 保険監督者間の共通の関心事および懸念に関する啓発、ならびに保険監督に影響を及ぼしうる潜在的なリスクの特定
- ⑥ 他の国際機関、特に金融市場監督の課題ならびに金融の成長、安定化および健全化の促進に関与する機関との連絡および協力
- ⑦ 保険監督分野内の十分な情報に基づく意見の集まりを代表し、適切な場合、これらの意見、考え方および経験を第三者に伝えること

### b. 保険監督に関する原則および基準等の策定

IAIS は、世界的に首尾一貫した保険規制・監督を促進させるために、その基準となる各種の原則、基準およびガイダンス（手引書）（guidance）を策定している。それらを取りまとめて、26 の基本原則を中心とする体系に整理したものが保険基本原則（Insurance Core Principles：以下「コア・プリンシプル」）である。コア・プリンシプルは、監督者の目的、権限および責任ならびに要件、保険事業者の免許、経営陣の適格性、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、資本要件、保険仲介者の要件、業務行為、ディスクロージャー等、各国・地域で保険規制・監督を行うために、実行すべき基本的な事項を定め、その基準を示すものである（詳しくは、後記 4 参照）。

### c. 原則および基準の実施の促進ならびに実施状況の評価方法の策定

IAIS では、各国・地域の保険規制・監督が IAIS の策定した原則および基準に従って実施されることを促進するための各種の取組を行っている。

IAIS では、各国・地域の保険規制・監督が IAIS の原則および基準に従って実施されているかを当該国・地域の当局が自己評価するとともに、保険市場の発展状況等が同程度の国・地域との比較評価（peer review）をするための評価方法を策定し、各国・

地域での自己評価を奨励している。

また、IAIS のコア・プリンシプルは、IMF および世界銀行による金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program：以下「FSAP」）における保険分野の規制・監督制度の整備状況の評価基準として使用されている<sup>2</sup>（後記 3.(2)a. 参照）。

#### d. 保険監督の相互支援、研修および情報交換の協力の促進

IAIS では、特に、人材資源の乏しい新興国および発展途上国での IAIS の原則および基準に従った保険規制・監督の実施を支援するために、保険規制・監督実務に関する研修セミナーを実施するとともに、そのための研修教材を策定している。また、IAIS の原則および基準ならびに監督実務の理解を促進するために、用語集の作成や原則および基準等の英語以外への翻訳等を実施している。

さらに、IAIS では、保険会社の国境を越えた活動等に対応して、各国・地域の保険監督者間の情報交換を促進するために、情報交換の協力方法および取得した情報の守秘義務等に関する多角的覚書（Multilateral Memorandum of Understanding：MMOU）を策定し、各国・地域の保険監督者の相互の MMOU の締結を奨励している。

#### e. 保険監督の共通の関心事、潜在的リスクの特定

IAIS では、保険監督者に共通する問題点や懸念される事項等について、その背景や論点等を説明する課題ペーパー（issues paper）等を作成し、会員間の議論を促進している。

また、IAIS は、2008 年の金融危機を契機に 2009 年の G20 ロンドン・サミットで創設された金融安定化理事会（Financial Stability Board：以下「FSB」）<sup>3</sup>の一員として、金融危機に対する保険分野の潜在的リスクを特定する等の役割を担っており、保険分野におけるシステミック・リスク<sup>4</sup>の可能性に関する調査および報告書の作成や、システミック・リスクを発生させる要因となりうる再保険市場の調査および報告書の

---

<sup>2</sup> FSAP は、アジア金融危機を契機として、1999 年から IMF と世界銀行が共同で実施する金融分野の評価プログラムであり、各国・地域の金融安定性の評価（IMF が所管、先進国を含め各国が対象）および金融発展性評価（世界銀行が所管、新興市場・発展途上国が対象）で構成される。

<sup>3</sup> FSB は、1997 年のアジア金融危機を契機として、危機への対処のために 1999 年に G7 財務省・中央銀行総裁会議によって創設された金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum：以下「FSF」）が設立母体となっている。FSF は、G7 各国政府のほか、IMF、世界銀行、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS などがメンバーとなっていたが、FSB になって機能を強化され、新興国や発展途上国を含めた G20 諸国等にメンバーが拡大されている。

<sup>4</sup> システミック・リスク（systemic risk）とは、一般的には、個別の金融機関の支払不能等や、特定の市場または決済システム等の機能不全が、決済システムや市場を通じて、またたく間にドミノ倒しのように他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスクと言われているが（日本銀行ウェブサイト「おしえて！にちぎん」より）、G20 の要請を受けて、IMF、BIS および FSB が 2009 年に作成した定義では、「金融サービスの流れを中断させ、その原因が金融システムの一部または全体の劣化にあり、実体経済に深刻な影響を与える可能性を有するリスク」とされている。

作成等を行っている。

#### f. 金融監督の連絡、協力および保険監督分野を代表する意見の表明

IAIS は、金融他業態の監督者の国際組織であるバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision：以下「バーゼル委員会」）および証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissioners：以下「IOSCO」）のほか、国際決済銀行（Bank of International Settlements：以下「BIS」）、IMF、世界銀行、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development：UNCTAD）、経済協力開発機構（Organization of Economic Cooperation and Development：OECD）、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下「IASB」）などの金融および経済協力関係国際機関などと協調し、各種の国際会議に参加するとともに、これらの組織との公式、非公式の会合、連絡をとりあつて、意見交換を行っている。

とりわけ、金融コングロマリットの規制・監督に関しては、バーゼル委員会およびIOSCO とともにジョイント・フォーラム（Joint Forum）を形成し、各種の指針や報告書等を作成している。また、FSB の一員として、金融安定化のための各種の取組を行っている。

## (2) 組織概要

IAIS は、世界の約 140 カ国、約 190 の法管轄地域の保険に関する規制および監督当局等<sup>5</sup>を会員とし、わが国では金融庁が会員となっている。また、会員以外に準会員資格として、オブザーバー会員制度が 1999 年に設けられ、保険会社、保険ブローカー、保険協会、保険研究機関、コンサルタント、研究者なども IAIS の活動に参加できることとなっており<sup>6</sup>、現在、世界の約 120 の団体および個人がオブザーバー会員となっている<sup>7</sup>。

以下、IAIS の組織の概要等を説明する。

---

<sup>5</sup> 国のほか、自治領など独自の法規制および行政府を有する法管轄地域を単位とし、国・地域によっては、保険に関する法規制を制定する機関と、保険会社や保険仲介者の市場行為および財務健全性を監督する機関が独立しているところもある。また、IMF 等の国際機関も IAIS の会員となっている。なお、米国は、各州の保険庁長官を会員として組織する団体である全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners：NAIC）および連邦財務省の連邦保険局（Federal Insurance Office：FIO）が IAIS の会員となっているが、NAIC は、その組織自体は議決権がないものの、その会員（州保険庁長官）が最大 15 までの議決権を行使できることとなっている（IAIS 定款 6 条）。

<sup>6</sup> オブザーバー会員のメリットは、IAIS の策定する各種保険規制・監督基準のドラフト等に対する意見等を述べる機会があること、年次総会等のオブザーバー・セッションやセミナー等への出席、会員地域の保険法規制データベースなどの会員向けサイトへのアクセス権限等があることなどがある。

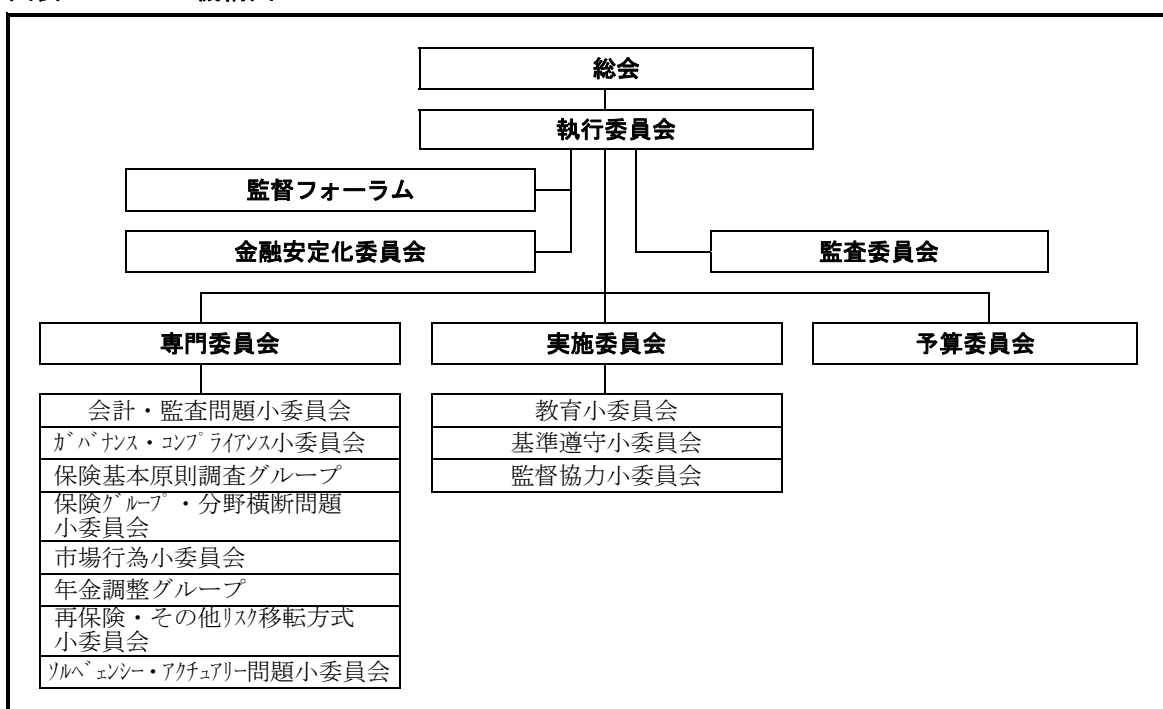
<sup>7</sup> わが国では、現在、日本損害保険協会、生命保険協会のほか、損害保険会社（再保険会社を含む）6 社、生命保険会社 4 社および共済 1 団体がオブザーバー会員となっている。

### a. IAIS の組織

IAIS は、総会および執行委員会 (Executive Committee) を意思決定機関<sup>8</sup>として、その下に IAIS の各種活動を遂行する各委員会および事務局で構成されている。

執行委員会の下には定款で、保険規制・監督基準の策定活動を所管する専門委員会 (Technical Committee)、これら基準の実施および実施状況の評価ならびに教育・研修等の活動を所管する実施委員会 (Implementation Committee)、IAIS の予算の審査を行う予算委員会 (Budget Committee) および監査を行う監査委員会 (Audit Committee) の 4 つの委員会が設置されている。また、IAIS の事業活動を担う専門委員会および実施委員会の下には、その事業目的を遂行するためにいくつかの小委員会および作業グループが設置されている。このほか、執行委員会に直接報告を行う委員会として、金融安定化委員会 (Financial Stability Committee) および監督フォーラム (Supervisory Forum) がある (図表 1 参照)。

図表 1 IAIS の機構図



(出典：IAIS, “Annual Report 2010-2011”, Appendix IV その他をもとに作成)

### b. IAIS の事務局

IAIS の事務局は、スイスのバーゼルにある BIS 本部内にあり、事務局長<sup>9</sup>以下、事務局次長 2 名、経済顧問 1 名、および事務局員 25 名 (2011 年 10 月現在) で構成される。また、IAIS の 2010 年の事業収入規模は、511 万スイフランとなっている。

<sup>8</sup> わが国の金融庁代表が執行委員会の副議長を務めている。

### 3. 国際的な金融規制改革の動きと IAIS 等基準設定機関の役割

IAIS による保険規制・監督基準の策定および実施の促進等の活動は、それまでは、会員である各国・地域の保険規制・監督機関の任意の取組としての位置づけであったが、2008年9月の金融危機を契機として、G20 首脳会議が主導する国際的な金融規制改革推進体制の中に組み込まれ、その位置づけが強化されている。以下、G20 首脳会議の経緯および合意された金融規制強化策等の動向および推進体制ならびに IAIS 等の基準設定機関 (Standards Setting Body) の役割等について説明する。

#### (1) G20 首脳会議と金融規制改革合意

サブ・プライムローンに係る証券化商品およびデリバティブ取引の行き詰まりにより、2007年夏ごろから金融危機は健在化し始め、金融安定化フォーラム等で対応策の検討が行われていたが、2008年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻等による世界的な金融市場の混乱に対処するために、2008年11月にワシントン DC で第1回の G20 首脳会議が開催された。それ以降、G20 首脳会議によって、金融規制・監督の改革に関する国際的合意および政策提案がなされている。

##### a. G20 を中心とした金融規制改革の方向性

G20 首脳会議は、これまで6回開催されている。第1回ワシントン・サミットでは、健全な金融規制の拡充等の5項目の改革の原則<sup>10</sup>およびにそれを実現するための行動計画がまとめられた。

2009年4月開催の第2回 ロンドン・サミットでは、FSB の創設のほか、健全性規制強化の方針、金融システム上重要な金融機関、市場および商品のすべての適切な規制・監督の対象化、ならびに健全性およびマネーロンダリング等各分野の国際基準のすべての国での遵守等が確認された。

2009年9月開催の第3回ピッツバーグ・サミットでは、銀行資本の質・量の改善等の国際ルール策定、金融安定化支援のための報酬慣行の改革、ならびに国境を越えた破綻処理と金融システム上重要な金融機関問題への対処等の方針が定められた。

2010年6月開催の第4回トロント・サミットでは、強固な規制の枠組等これまでの金融規制改革方針の促進が確認された。

2010年11月開催の第5回ソウル・サミットでは、グローバルに金融システム上重要な金融機関 (globally systemically important financial institutions : G-SIFIs) に対する包括的な政策的枠組、国際的な基準等の各国での実施および実施状況の評価等の方針が確認された。

<sup>9</sup> 事務局長には、2003年7月から河合美宏氏が就任している。

<sup>10</sup> G20 ワシントン・サミットで合意された5つの原則は、①金融市場の透明性および説明責任の強化、②健全な金融規制の拡充、③金融市場の公正さの促進、④国際的協力の強化・拡充、⑤国際金融機関の改革であり、それぞれの行動計画が規定された。

2011年11月開催の第6回カンヌ・サミットでは、すべての金融市場、商品および参加者を適切な規制または監視下に置くという第1回ワシントン・サミットのコミットメントを再確認するとともに、グローバルにシステム上重要な金融機関に対する包括的な政策枠組等のさらなる推進が合意された。

G20カンヌ・サミットまでの国際的金融規制改革の主な課題は以下のとおりである。

- 自己資本規制、流動性管理等の強化  
金融危機のような市場の急激な変化にも耐えられるよう、自己資本の質の強化、最低資本要件の引上げ、流動性基準等による銀行の資本基準の強化を図る。
- 金融システム上重要な金融機関の規制・監督の包括的な政策的枠組  
金融システム上重要な金融機関であるために多額の公的資金を注入して救済を図ることにならないよう、モラル・ハサードを防止し、破綻処理ができる仕組みを構築する。特にグローバルに活動するG-SIFIsは、その破綻が国際的な金融システムや経済に重大な影響を与えるため、より高い資本の損失吸収力を求める。
- 重要なすべての市場および商品に対する監督・規制の対象化  
店頭デリバティブ、シャドー・バンキング・システム（銀行システム以外で行う信用仲介）<sup>11</sup>、商品デリバティブなど、金融システムに重大な影響を及ぼすすべての機関、市場、取引および商品を規制の対象とし、適切な監督を行っていく。
- マクロ健全性規制  
住宅バブル崩壊のような金融政策上の問題や金融システム上重要な個別の金融機関の経営危機など、マクロ健全性上のリスクを特定し、考慮できるよう規制システムを改編する。
- 租税、健全性およびマネーロンダリング等の各分野の国際基準の遵守  
すべての国・地域に対して、租税、健全性、およびマネーロンダリング・テロ資金対策の各分野の国際基準の遵守を求める。
- 会計基準  
財務状況やリスク評価の不透明性および比較の困難性等を解決するため、流動性および投資家の保有期間を踏まえ、会計基準設定機関（IASB）は金融商品の価格評価等の会計基準の改善および各国で異なる基準の収斂を図る。
- 報酬慣行の改革  
短期的利益追求のために過度のリスクをとろうとするインセンティブを防止し、報酬慣行が業績とリスクを反映したものとし、長期的価値創造との整合化を図る。

---

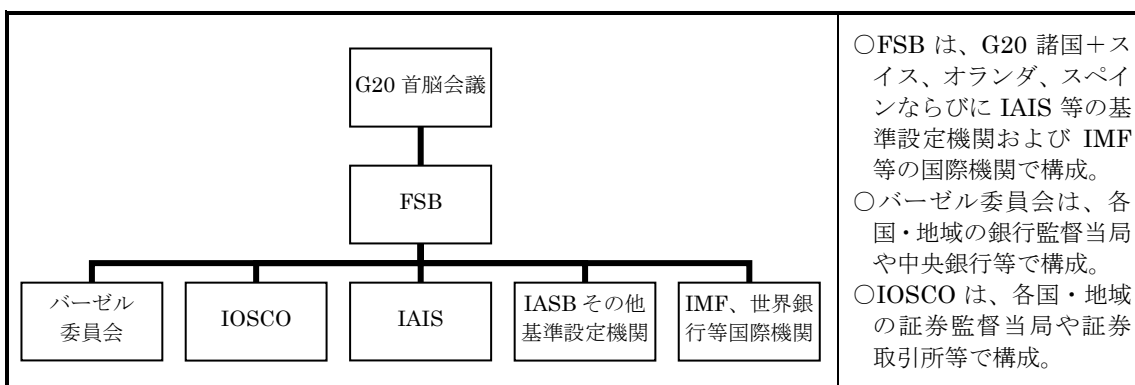
<sup>11</sup> シャドー・バンキング・システム（shadow banking system）とは、通常の銀行システムから外れた投資銀行、ヘッジ・ファンド、特別目的事業体（SPV）などを通じた信用の仲介であり、これらを通じて、代替的な資金や流動性が供給されることを意味する。預金保険の保護がないこれらは、銀行と比べて規制・監督が緩かった。銀行の資本要件が強化される一方で、規制の弱いシャドー・バンキング・システムに対する対策の必要性が指摘されている。



## b. G20 首脳会議を中心とする金融規制改革の国際的な推進体制

前記 a のような金融規制改革の基本的な方針や政策は、G20 首脳会議で合意されると首脳宣言等に盛り込まれ、各国政府および国際関係機関は公約として、これらの方針を進めていく動きとなっている。また、G20 首脳会議の下で、より専門的な金融の安定化、および金融規制改革の専門的な議論の場として、FSB が設けられている。FSB には、バーゼル委員会、IOSCO および IAIS のほか、IASB などを含めた基準設定機関がメンバーとして参加し、それぞれが金融規制改革の方針に沿った基準を作り、それを FSB に報告し、その報告をとりまとめて G20 首脳会議に報告している。また、G20 首脳会議の指示または要請に基づき、IAIS を含めた各基準設定機関が基準を作り、FSB を経由して G20 に報告する仕組みとなっている（図表 2 参照）<sup>12</sup>。

図表 2 金融危機後の G20 首脳会議を頂点とする国際的な金融規制改革推進体制



（出典：河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）  
 その他をもとに作成）

## (2) G20 首脳会議による金融規制改革の方針と IAIS の取組課題

G20 首脳会議による金融規制改革の方針に関わる IAIS の取組としては、保険規制・監督基準等のすべての国・地域での遵守の促進、グローバルにシステム上重要な保険会社の特定のための評価手法の策定、および国際的に活動する保険グループの監督のための共通フレームワーク（コムフレーム）の策定の 3 つが、当面の課題となっている。

### a. IAIS の保険規制・監督基準等のすべての国・地域での遵守の促進

第 1 回ワシントン・サミットで、規制当局間の国際協力とともに、規制・監督の国際基準の強化およびその一貫した実施の必要性が確認された。さらに、第 2 回ロンドン・サミットにおいて、タックスハイブンをマネーロンダリング・テロ資金対策のほ

<sup>12</sup> 河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）5-6、36-37 頁。

か、健全性に関する国際基準のすべての国・地域での遵守を求めることとされた。このため、IMF および FSB は、IAIS 等の基準設定主体と協力して、既存の FSAP に基づき、保険分野についてはコア・プリンシプルの遵守状況に関する関係国・地域の評価を実施している。

#### **b. グローバルにシステム上重要な保険会社の特定の評価手法とコムフレームの策定**

2011 年 11 月の第 6 回のカンヌ・サミットにおいて、IAIS に対して、グローバルに金融システム上重要な保険会社の特定のための評価手法を次回 2012 年 6 月の G20 首脳会議までに完成させること、およびコムフレームについては 2013 年までに策定することが要請された（詳細は、それぞれ、後記 5. および 6. を参照願う）。

### **4. IAIS の定める各種保険規制・監督基準と保険コア・プリンシプル（ICP）**

IAIS の中心的な活動として、保険規制・監督の原則および基準等を定めたコア・プリンシプルの概要および構造等について、説明する。

#### **(1) 概要**

##### **a. 経緯**

IAIS は、1994 年の創設以降、保険規制・監督の課題に応じた個別の原則、基準および指針を策定してきたが、その中心的原則を定めたコア・プリンシプルを 2003 年に策定した。しかしながら、各種の原則、基準および指針の相互の関係、ならびにこれらとコア・プリンシプルの関係が分かりにくく、重複する部分もみられた。その後、IAIS は、コア・プリンシプルの見直しを実施することを契機に、個別に策定されていた各種原則および基準の内容および体系を整備し、これらを統合する作業を進めた。IAIS は、2011 年 10 月にソウルで開催された年次総会で改正されたコア・プリンシプルを採択した。改正されたコア・プリンシプルは、これまでの各種保険原則および基準を統合して体系化したものである。

##### **b. コア・プリンシプルの適用範囲および対象**

コア・プリンシプルは、民間の保険会社であるか政府管轄下の保険会社であるかに関わらず、また、生命保険事業か、損害保険事業であるか、電子商取引による事業かなど、事業形態を問わず、事業が行われている場合は、すべての保険者の監督に適用される。コア・プリンシプルは、個別の原則が、再保険者に適用されない場合など、例外がある場合は、その旨が記載されている。一方、コア・プリンシプルは、通常、保険仲介者の監督には適用されないが、適用される場合は、その旨が明記されている<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology, 1 October 2011”, p. 4, para 9.

さらに、コア・プリンシプルは、別に定めがない限り、法人レベルおよび保険グループ・レベルの保険者の監督に適用される。ただし、保険グループに対する個別の原則および基準の適用が異なる場合があり、必要に応じて、個々の原則および基準に追加的なガイダンスが定められている<sup>14</sup>。

### c. コア・プリンシプルの構造

コア・プリンシプルは、コア・プリンシプルの主説明 (statements)、基準 (standards) およびガイダンスの 3 階層の監督文書に従って提示されている。

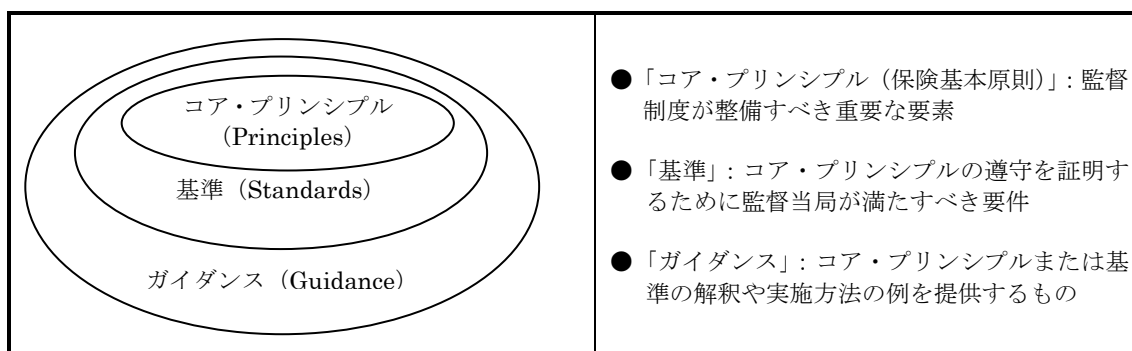
コア・プリンシプルの主説明は、この階層の最も高いレベルにあり、保険分野の財務健全性を促進し、保険契約者に対する適切なレベルの保護を提供するために、監督制度が整備すべき重要な要素を定めている。

基準は、コア・プリンシプルの主説明の次のレベルにあり、特定のコア・プリンシプルの主説明の実施に不可欠な、当該コア・プリンシプルの遵守を証明するために監督当局が満たすべき基本要件を定めている。

ガイダンス文書 (guidance materials) は、コア・プリンシプルの主説明または基準を実施する方法についての詳細な情報を提供している。ガイダンスは、新たな要件を定めているのではなく、コア・プリンシプルの主説明や基準の意味を説明し、具体的な実施方法の例を提供するものである<sup>15</sup>。

コア・プリンシプルの主説明は、番号が付けられ、それに付属する基準は、階層が明確になるよう、主説明の番号の後に基準番号が付けられている。同様に、ガイダンスも、付属する基準の後にガイダンス番号が付けられている。例えば、主説明 3 に関連した 2 番目の基準は、3.2 と表示され、基準 3.2 に関連した 3 番目のガイダンスは、3.2.3 と表示されることとなる。なお、コア・プリンシプルの主説明、基準およびガイダンスの三層構造を示すイメージ図は、図表 3 のとおりである。

図表 3 IAIS の基本原則、基準およびガイダンスの関係イメージ図



(出典: 各種資料をもとに作成)

<sup>14</sup> Ibid. p. 5, para 13.

<sup>15</sup> Ibid. p. 4, para 6.

#### d. コア・プリンシプルの実施と評価

コア・プリンシプルは、各国・地域の監督制度を確立または強化するために利用されるとともに、既存の監督制度を評価する基準として使用される。

##### (a) 前提条件の評価

実効的な保険監督制度は、その実施の前提となる社会・金融制度の基盤が整備されていることが必要である。コア・プリンシプルの実施状況の評価では、前提条件の検証も行われる。前提条件には、以下のものが含まれる。通常、これらは保険監督者の管理または影響力の範囲外にあるため、検証では前提条件の遵守状況は評価されず、前提条件の重大な弱点によってその遵守に影響を受ける個々のコア・プリンシプルを示すにとどめられる<sup>16</sup>。

- 健全で持続可能なマクロ経済および金融分野の政策
- 十分に発達した公共インフラ
- 金融市場における効果的な市場規律
- 適切なレベルの保護（または公的セーフティ・ネット）を提供する仕組み
- 効率的な金融市場

##### (b) コア・プリンシプルの評価基準

コア・プリンシプルの実施状況の評価は、各プリンシプルの中の各基準の遵守（observance）の状況の評価によって行われる。

#### ア. 基準の評価

基準の評価は、遵守（observed）、概ね遵守（largely observed）、一部遵守（partly observed）、非遵守（not observed）、適用対象外（not applicable）の5区分で行われる。ある基準が遵守と見なされるには、通常、監督者がその任務を遂行するための法的権限を有しており、権限を満足できる水準まで行使していることが必要である。

ある基準が概ね遵守と見なされるためには、不備が小さなものに留まっており、基準の完全遵守を達成する監督者の能力について、何の懸念も抱かせないことが必要である。また、進展があっても、不備が遵守を達成する監督者の能力に疑問を抱かせるのに十分な場合は、基準は一部遵守と見なされる。遵守に向けた実質的な進展がみられない場合は、基準は非遵守と見なされる。基準が、法管轄地域の法的、制度的な特徴によって適用されない場合は、適用対象外と見なされる<sup>17</sup>。

---

<sup>16</sup> Ibid. p. 6, para 19, 20

<sup>17</sup> Ibid. p. 12, para 18-22.

## イ. 各コア・プリンシプルの評価

あるコア・プリンシプルが遵守と見なされるのは、すべての基準が遵守と見なされる場合か、適用対象外と見なされたものを除く、すべての基準が遵守されている場合である。あるコア・プリンシプルが適用対象外と見なされるのは、基準が適用対象外と見なされた場合である。コア・プリンシプルが概ね遵守と見なされるには、基準の評価と同様、不備が小さなものに留まっており、完全遵守を達成する監督者の能力について、何の懸念も抱かせないことが必要である。また、進展があっても、不備が遵守を達成する監督者の能力に疑問を抱かせるのに十分な場合は、一部遵守と見なされる。遵守に向けた実質的な進展がみられない場合は非遵守と見なされる<sup>18</sup>。

コア・プリンシプルの評価結果は、書面により、遵守状況の評価とともに前提条件等の追加的情報を含めること、評価の範囲・時期等一定の内容の報告書にすることが推奨されている<sup>19</sup>。

## (2) コア・プリンシプルの主要な原則

### a. コア・プリンシプルの構成

コア・プリンシプルは、図表4のとおり、26の原則で構成されている（各コア・プリンシプルの内容は文末【参考】を参照願う）。

図表4 保険基本原則のタイトル

番号	タイトル名
ICP 1	監督者の目的、権限および責任
ICP 2	監督者
ICP 3	情報交換および秘密保持に関する要件
ICP 4	免許交付
ICP 5	個人の適格性
ICP 6	支配権の変更とポートフォリオの移転
ICP 7	コーポレート・ガバナンス
ICP 8	リスク管理および内部統制
ICP 9	監督上の検証および報告
ICP 10	予防措置および是正措置
ICP 11	執行
ICP 12	清算および市場からの撤退
ICP 13	再保険およびその他のリスク移転
ICP 14	評価
ICP 15	投資
ICP 16	ソルベンシー目的の統合リスク管理
ICP 17	資本十分性
ICP 18	仲介者
ICP 19	業務行為
ICP 20	開示

<sup>18</sup> Ibid, p. 12, para 23- p. 13, para 25.

<sup>19</sup> Ibid. p. 13, para 26.

番号	タイトル名
ICP 21	保険詐欺の対策
ICP 22	マネーロンダリング対策およびテロ資金提供対策
ICP 23	グループ全体の監督
ICP 24	マクロ健全性監視および保険監督
ICP 25	監督協力および調整
ICP 26	危機管理に関するクロスボーダー協力および調整

(出典：IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology, 1 October 2011”, p. 2 をもとに作成)

## 5. 保険グループに関する各種保険規制・監督とコムフレーム

金融危機を契機に、保険グループに対する規制・監督の強化が求められている。以下、IAIS のコア・プリンシプルにおける保険グループ監督の取扱、および国際的に活動する保険グループの監督の枠組を定める IAIS のコムフレームについて説明する。

### (1) コア・プリンシプルにおける保険グループ監督

コア・プリンシプルでは、ICP 23 のグループ全体の監督において、監督者は、保険者を法人およびグループ全体ベースで監督することを規定している。ICP 23 の基準として以下の監督事項が定められ、監督者は、保険法人のみならず、グループ内の非規制対象事業者を含めたグループ全体のリスクとして考慮すべき領域・視点が示されている。

- グループ全体の監督対象となるグループの範囲の特定 (ICP 23.1)
- グループの範囲の特定における環境変化を考慮した柔軟性 (ICP 23.4)
- グループ全体の監督の枠組の構築 (ICP 23.6)
- グループ全体の監督の枠組として、ソルベンシー評価、ガバナンスならびにリスク管理および内部統制、市場行為等の規制要件および関連する要件 (監督者の協力、非規制事業体の監督対象への組入等) を含むこと (ICP 23.7)
- グループ全体の規制要件の遵守に関するグループ全体の監督の検証および報告 (ICP 23.8)
- 監督者の要求を十分に満たすグループの報告システム整備の要求 (ICP 23.9)

また、グループ全体の規制要件は、ガバナンス (ICP 7)、リスク管理および内部統制 (ICP 8)、ソルベンシー評価 (ICP 17)、統合リスク管理 (ICP 16) など、保険法人レベルの要件をグループ・レベルに延長して適用することとされている。ただし、基準等の内容は概括的であり、詳細な数値や基準を示すものではなく、特にクロスボーダーで活動する保険グループについては、異なる国・地域の監督者が協調して対応するためには、より具体的な要件とすることが求められていた。

## (2) コムフレームの概要

### a. 経緯

保険グループに対する規制・監督は、旧コア・プリンシプルでは、単一事業体ベースとグループ全体の双方から行われるべき（CP17）と規定されていたが、単一事業体ベースでの規制・監督のみしか行われていない国・地域も存在し、最も遵守が遅れている事項であった<sup>20</sup>。特に、国境を越えて国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Group：以下「IAIGs」）の監督は、各国・地域の監督者間の協力が不可欠であるが、規制・監督手法の違いから効果的な監督が困難となっていた。2008年の金融危機で問題となったAIGは、保険事業以外のイギリスの金融子会社が行ったクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）による損失が経営破綻を招いたといわれている。このような状況から、IAISでは、国境を越えて国際的に活動する保険グループに対する保険監督を最重要課題の1つとしてタスク・フォースで検討を重ね、2011年7月にコムフレームの概念ペーパーを一般に公表し、会員およびオブザーバー会員に対して8月末を期限に規定案に対する意見および付随する質問への回答を公募した<sup>21</sup>。今後、後記dのようなスケジュールで検討を重ね、2016年以降の実施が見込まれている。

### b. 目的

IAIGsの監督に関するコムフレームは、以下を目的としている。

- IAIGsのグループ全体の監督の運用方法を策定すること
- グループ全体の活動およびリスクに対処するために監督の総合的な枠組を確立し、また、より統合的かつ国際的な方法を許容するためにより良い監督協力のための基礎を設定すること
- 規制および監督上の措置および取組方法の世界的な収斂（convergence）を強化すること

### c. コムフレームの構成

コムフレームは、5つのモジュール（Modules）に分けられ、それぞれのモジュールに対応する監督上必要な要素（Elements）で構成されている。それぞれの要素は、

---

<sup>20</sup> 2004年から2005年に実施されたコア・プリンシプルの各国・地域の自己評価結果では、CP17が最も遵守されていない原則であった（IAIS, “Issues Paper on Group-Wide Solvency Assessment and Supervision, 5 March 2009”, p. 4.）。

<sup>21</sup> 意見募集では、①モジュールおよび要素はIAIGsの監督の総合的な枠組を示すものとなっているか、②IAIGsの潜在的リスクの源泉にすべて対応しているか、③IAIGsの効果的かつ効率的な監督に対して行使できる監督上のツールが概念ペーパーにすべて含まれているか、④概念ペーパーに含まれる監督プロセスは十分に無駄のないものとなっているか、⑤コムフレームは、IAIGsの監督者によって全世界的に採用できる基礎として十分役立つように構成され、明確に示されているか等について、具体的な提言を求めている。

さらにその達成すべき基準（ComFrame Standards）、基準の具体的指標を示すパラメータ（Parameters）およびパラメータの詳細を補足する仕様（Specifications）に区分されて、内容が規定されている。なお、モジュール、要素、基準およびパラメータ等は、階層別の番号が付けられている。例えば、モジュール 2 の 3 番目の要素は M2E3 であり、当該要素の下の 1 番目の基準は M2E3-1、さらに当該基準の下に 2 番目のパラメータは M2E3-1-2、その下の 2 番目の仕様は M2E3-1-2-2 と表記される。

また、5つのモジュールを構成する要素は、今後の検討の優先度から、A、BおよびCに分けられている。これらは、後記 d のスケジュールに沿って、Aは第1年度（2011年7月～2012年6月）、Bは第2年度（2012年7月～2013年6月）、Cは第3年度（2013年7月～2014年6月）に詳細検討が行われることを示している。

コムフレームの5つのモジュールの概要は以下のとおりである。また、各モジュールおよび構成する要素の全体構成は図表5のとおりである。

- モジュール1：適用範囲  
コムフレームの適用対象となる IAIGs の基準および特定する手続等を規定。
- モジュール2：グループの構造および事業  
リスク管理の観点から、IAIGs の構造および事業の評価方法を規定。
- モジュール3：定性的および定量的要件  
IAIGs のガバナンス等の定性的要件および資本十分性等の定量的要件を規定。
- モジュール4：監督上の協力および対話  
IAIGs の報告および開示義務とともに、監督者間の連携活動および監督上の介入、IAIGs の破綻時の危機管理ならびに清算方法を含めた監督上の手続等を規定。
- モジュール5：法管轄事項  
すべての IAIS 会員は IAIGs の母国監督者の役割を担うと予想され、コムフレーム実行のために満たすべき前提条件（権限、専門能力、組織手順等）等を規定。

図表5 コムフレームのモジュールおよび要素の項目

モジュール・要素	優先度	項目
<b>モジュール1</b>	<b>適用範囲</b>	
要素1	A	国際的に活動する保険グループの特定
要素2	A	国際的に活動する保険グループを特定するプロセス
要素3	B	コムフレーム監督の範囲
要素4	B	コングロマリットの分枝した構造
<b>モジュール2</b>	<b>グループの構造および事業</b>	
要素1	B	リスク管理の視点からの IAIGs の法的小および経営構造の評価
要素2	B	リスクを管理する視点からの IAIGs の事業および事業ミックスの評価
要素3	B	IAIGs の事業に対する変化およびその構造の評価
要素4	B	リスク管理の視点からのグループ内取引およびエクスポージャーの評価

いる。



モジュール・要素	優先度	項目
要素 5	B	IAIGs のストレス状況に対する危機管理計画
要素 6	B	IAIGs の危機管理計画に関する手順および／または規則
要素 7	C	保険契約者保護制度に関する方法
<b>モジュール 3</b>	<b>定性的および定量的要件</b>	
要素 1	B	リスク管理および内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンスのフレームワークの原則
要素 2	B	全社的統合リスク管理
要素 3	B	負債／保険契約準備金および資産／投資
要素 4	B	評価
要素 5	B	資本十分性
<b>モジュール 4</b>	<b>監督上の協力および連携活動</b>	
要素 1	B	協力および連携の原則
要素 2	B	グループ全体および関与する監督者
要素 3	B	グループ全体および関与する監督者の役割ならびに監督協力のツール
要素 4	B	監督カレッジの利用
要素 5	B	監督プロセス／検証
要素 6	B	依存および相互承認
要素 7	B	監督者間の危機管理
要素 8	B	IAIGs および清算
要素 9	C	監督上の報告項目の一覧
要素 10	B	開示項目の一覧
<b>モジュール 5</b>	<b>法管轄事項</b>	
要素 1	A	コムフレームの全ての IAIS 法管轄地域への適用可能性

(出典：IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, P. 3 をもとに作成 )

#### d. コムフレームの策定プロセス

コムフレームは、概念ペーパーが公表された 2011 年 7 月 1 日から 1 年間で第 1 年度とし、3 カ年度をかけて策定される予定となっている。また、それに続いて、定量的要件のキャリブレーション (calibration) <sup>22</sup>を含めた実効性等を検証する影響度評価 (impact assessment) が実施される予定となっている (図表 6 参照)。

なお、各モジュールの要素別の策定スケジュールは、第 1 年度策定 (優先度 A) がモジュール 1 の要素 1 (IAIGs の特定) および要素 2 (IAIGs を特定するプロセス) ならびにモジュール 5 の要素 1 (コムフレームのすべての IAIS の法管轄地域) の 3 項目。第 3 年度策定 (優先度 C) がモジュール 2 の要素 7 (保険契約者保護制度に関する方法) およびモジュール 4 の要素 9 (監督上の報告項目の一覧) の 2 項目となっており、それら以外、ほとんどの要素が第 2 年度策定 (優先度 B) となっている。

<sup>22</sup> キャリブレーションとは、較正とも訳されるが、リスクの計量化等において、様々なリスク計量化のモデルが基準に沿った値となるか、その差異を確認し、リスク計量化の計算要素等を調整することをいう。概念ペーパーでは、定量的要件の詳細が示されていないが、資本要件等の詳細基準の案が、本来求めるべき水準として実務的に機能するかどうか、保険グループの実態データ等に基づき試算し、調整することと解される。

図表6 コムフレームの策定スケジュール

策定段階			キャリブレーション段階	
第1年度	第2年度	第3年度	それ以降の年度	
概念ペーパー提示			影響度評価	第2次影響度評価 または更なる影響度評価(必要に応じて実施)
優先度A要素策定				
優先度B要素策定				
優先度C要素策定				
○2011年7月1日	・優先度A要素を含むコムフレーム概念ペーパーの意見募集			
○2011年8月31日	・規定案に対する意見および付随する質問への回答の期日			
○2011年9月26-29日	・受領した意見等に関する討議			
○2011年10月から2012年6月まで	・コムフレームの内容の策定を管理する専門委員会によるコムフレームの更なる策定			
○2012年7月1日	・優先度B要素に関する意見募集(および2011年の意見募集期間の意見/回答を反映させた優先度A要素の改正案の提示ならびに優先度C要素に関するより進んだ質問もありうる)			
○2013年7月1日	・完成版コムフレーム・ペーパーに関する意見募集(最初の優先度C要素ならびに過去の意見募集期間中の意見等を反映させた優先度A要素および優先度B要素の見直しを含む)			

(出典 : IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, p. 3 をもとに作成 )

### (3) 主要モジュールのポイント

コムフレームの主要モジュールであるモジュール 1、モジュール 2、モジュール 3 のポイントを説明する。なお、これらは、第1年度(2011年7月)時点の暫定的な内容であり、第2年度および第3年度の策定段階の議論の進展によって、内容の修正、追加および詳細化等がありうるものである。

#### a. モジュール 1

モジュール 1 は、コムフレームの適用対象となる IAIGs を特定する基準および特定するための段階的な手続を規定しており、4つの要素で構成されている。

要素 1 は、コムフレームは IAIGs の監督の枠組を示すものとして、IAIGs の定義および判定基準を規定している。IAIGs は、グループ内の保険者を直接的または間接的に支配し、所定の判定基準を満たす金融機関または金融持株会社と定義される (M1E1-1-1)。判定基準は、グループの連結財務諸表に基づく規模基準および国際活動基準で構成される (M1E1-1-2)。なお、グループの構造、ならびに事業および対応するリスクの性質、規模または複雑性に応じて、判定基準を満たす場合でもコムフレームの適用から除外したり、同基準を満たさない場合でもコムフレームの適用対象に含めることができる「制限的な監督上の裁量 (constrained supervisory discretion)」

を認めることとしている（M1E1-1-3）（図表7参照）<sup>23</sup>。

要素2は、IAIGsを特定する手順を示し、グループ全体の監督者（group-wide supervisor）が他の監督者と協力して、少なくとも年1回判定基準を満たすか否か検証することを規定している（M1E2-1、M1E2-2）。

要素3は、コムフレームによるグループ全体の監督の対象および監督する範囲を規定している。監督の対象は、連結ベースの関係事業体だけでなく、リスクおよび支配の観点から関係する非連結の事業体（法人化されていないものを含む）も含めることとしている（M1E3-1、M1E3-1-1）<sup>24</sup>。また、監督する範囲は、グループ全体の監督者が関係する他の監督者と協力して決定することとされ（M1E3-2）、グループ全体の監督者は、グループ構造が関係する監督者に十分に開示されることを要求することを規定している（M1E3-4）<sup>25</sup>。

要素4は、IAIGsが金融コングロマリットまたは金融コングロマリットの一部である場合の監督方法を規定している。すなわち、グループ全体の監督者は、他の金融分野の監督者と協力、連携して当該金融コングロマリットの範囲、事業関連リスク、リスク管理、資本管理および金融コングロマリット全般の監督を実践する範囲を特定し、評価することとされている（M1E4-1）。

図表7 コムフレームの適用対象 IAIGs の判定基準および方法

基準	適用			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           保険グループの存在（注）         </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">             保険グループ （金融コング ロマリットを 含む）の特定           </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">             大規模保険 グループの 特定           </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">             国際的に活 動する大規 模保険グル ープの特定           </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">             IAIGs の特 定           </div>
	<b>「支配」の概念</b> ・親会社の特定 ・連結財務諸表に基づく評価	<b>規模基準</b> ・保険資産／負債 ・引受保険料総額	<b>国際的活動基準</b> ・活動国数 ・母国外からの保険料等	<b>制限的な監督上の裁量</b>
判定方法	○上記のプロセスで規模基準および国際活動基準を同時に満たすこと。〔 〕は影響度調査後に決定。			
規模基準	○保険資産もしくは保険負債またはその双方が A を下回らないこと 〔および/または〕 ○引受保険料総額が B を下回らないこと			
国際的活動基準	○グループが事業を営む国が C カ国以上であること 〔および/または〕			

<sup>23</sup> 概念ペーパーにおけるモジュール1の全般的コメントによると、コムフレームの実施初期段階のIAIGsの認定数は、管理可能とするためにおよそ40から50に限定されると見込まれている（概念ペーパーp. 20）。

<sup>24</sup> 非連結事業体は、最低限、次の要素を考慮して特定されることとしている。直接的または間接的な出資（持分）、重要または支配的影響力、その他の契約上の権利および義務、リスク・エクスポージャー、リスクの集中、リスクの移転、グループ内取引およびそのエクスポージャー、ガバナンス構造（M1E3-1-3）。

<sup>25</sup> 透明性の高いグループ構造を保持する責任は、グループの意思決定が行われる事業体にあることとしている（M1E3-4-2）。

基準	適用
	○本店所在市場以外からの引受保険料総額がグループ全体の引受保険料総額の D%を超えること
暫定基準値	A : 200 億米ドル、B : 100 億米ドル、C : 未提示、D : 未提示

(注) コア・プリンシプルの ICP23 (23.2.1) では、複数の事業体が存在し、そのうち、少なくとも1つの事業体が保険者に重要な影響力を持つ場合、保険グループは存在するとみなされる。

(出典 : IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, p. 11 をもとに作成 )

## b. モジュール 2

モジュール 2 は、リスク管理の視点から、IAIG の法的構造および経営管理構造ならびに事業活動および運営構造を把握するための評価方法を規定するとともに、事業および事業構造の重大な変化、重大なグループ内取引およびエクスポージャーをモニタリングするための評価方法を規定している。その上で、有事の際にリスクを減少させる手続を明確化するための、ストレス状態における危機管理（回復）計画の策定の要件、危機管理計画の発動の手順および規則、ならびに保険契約者保護制度の適用条件の開示要件について規定しており、全体で 7 つの要素で構成されている。

### (a) IAIGs の構造および事業の評価方法

要素 1 は、IAIG の法的構造および経営管理構造の評価方法として、IAIG が、各法人の法的構造および経営管理構造ならびにそのすべての法人の相互関連性を示す IAIG プロファイル (IAIG Profile) の一覧を保持するとともに (M2E1-1)、それらから生じる合理的に予測可能なオペレーショナル・リスク（特に複雑性および管理可能性から生じる）、流動性リスク、伝播リスク等を測定する IAIG 構造リスク検証 (IAIG Structure Risk Review) を継続的に実施することを規定している (M2E1-2、M2E1-2-1)。

要素 2 は、IAIG の事業活動および運営構造の評価方法として、IAIG が、各法人のすべての事業活動および運営構造の一覧を保持するとともに (M2E2-1)、それらから生じる合理的に予測可能なリスク（オペレーショナル・リスク、流動性リスク、伝播リスク等）を測定する IAIG 事業リスク検証 (IAIG Business Risk Review) を継続的に実施することを規定している (M2E2-2、M2E2-2-1)。

要素 3 は、IAIG の事業活動およびその構造の重大な変化に関する評価方法として、IAIG が、グループ全体の監督者または子会社等の受入地の監督者 (host supervisor) の個別の事前認可に服する事業活動およびその構造の重大な変化の一覧を保持することを規定している (M2E3-1、M2E3-1-1)。

要素 4 は、重大なグループ内取引の評価方法として、IAIG が、グループ全体の監督者または受入地の監督者の個別の事前認可に服する重大なグループ内取引の一

覧を保持することを規定している (M2E4-1)。

これら要素 1 で規定する IAIG 構造リスク検証、要素 2 で規定する IAIG 事業リスク検証、要素 3 で規定する IAIG の事業活動およびその構造の変化、ならびに要素 4 で規定する重大なグループ内取引は、それぞれ年次監督報告 (annual supervisory reporting) およびこれに基づく IAIG の存続可能性に関する年次監督検証 (annual supervisory review) 等の対象となるとともに (M2E1-3、M2E2-3、M2E3-3)、グループ全体の監督者は、受入国監督者 (host supervisors) と協力して、これらにより特定されたリスクがモジュール 3 の定量的要件もしくは定性的要件またはその両方で把握されていることを検証することを規定している (M2E1-4、M2E2-4、M2E3-4)。

#### **(b) 有事の際のリスク削減等の再建手続の明確化**

さらに、要素 5 は、IAIG がリスク管理手続の一環として、ストレス状況下での再建方法を規定する再建計画 (recovery plan) を整備し、定期的に更新するとともに (M2E5-1)、その妥当性についてグループ全体の監督者と年次で協議すること等を規定している (M2E5-5)。

要素 6 は、IAIG がリスク管理手続の一環として、必要時に再建計画を発動し、経営管理者に再建計画の執行権限を与えるトリガーや必要な承認等を規定する手続書を整備するとともに (M2E6-1)、その妥当性についてグループ全体の監督者と年次で協議すること等を規定している (M2E6-2)。また、要素 5 および要素 6 は、それらの不備により生ずるリスクが、必要に応じてモジュール 3 の定量的要件もしくは定性的要件またはその両方で把握されていることをグループ全体の監督者等によって検証されることを規定している (M2E5-6、M2E6-3)。

要素 7 は、IAIG およびその中の保険事業者が各保険契約にどの保険契約者保護制度がどのように適用されるかを把握するとともに (M2E7-1)、当該保険事業者は保険契約者に対して適用される保険契約者保護の条件を開示することを規定している (M2E7-2)。

#### **c. モジュール 3**

モジュール 3 は、IAIGs の健全性を維持するためのガバナンス等の定性的要件および資本十分性等の定量的要件を規定している。具体的には、定性的要件として、リスク管理態勢および内部統制態勢を含むコーポレート・ガバナンスの枠組に関する原則ならびに ERM (全社的統合リスク管理) 態勢の条件等を規定している。また、定量的要件として、負債／保険契約準備金および資産／投資の要件、資産および負債の評価方法、ならびに資本十分性評価の方法を規定している。モジュール 3 は、要素 1 から要素 5 まで、9 つの要素で構成されている。

## (a) リスク管理および内部統制の態勢を含むコーポレート・ガバナンスの枠組の原則

要素 1 a は、IAIG が、その事業の妥当かつ健全な経営管理および監督を規定し、グループの保険契約者その他利害関係者の利益を適切に認識し保護するグループ全体のコーポレート・ガバナンスの枠組を確立し、実施することを規定している。

グループ全体のコーポレート・ガバナンスの枠組は、IAIG の親会社の取締役会等の経営・管理・監督機関（以下「会社機関」）の態勢、リスク管理態勢、内部統制態勢、コンプライアンス機能<sup>26</sup>、アクチュアリー機能、内部監査機能、外部委託要件および連絡体制で構成される。

このうち、会社機関の態勢に関する規定の概要は以下のとおりである。

また、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの枠組は、グループ全体のガバナンス方針において文書化されることとなっている（M3E1b-1）。IAIG の親会社の取締役会は、一般開示目的および監督目的の双方のグループ全体の財務報告のプロセスについて、信頼性および透明性が高いことを確保することとされる（M3E1b-2）。

### ○ 会社機関の態勢

IAIG の親会社の取締役会は、IAIG の業務に適切な構造を持って運営されなければならない（M3E1a-2）。親会社の取締役会は、IAIG 全体の事業目標およびそれを達成するための戦略を設定し、その実行を監視する役割を担う。そのため、親会社の取締役会は、適切な数と人員構成を有し、IAIG のガバナンス構造および事業に比例して総体として十分な水準の知識、技能および専門知識を確保しなければならないとされる。

IAIG の取締役、上級管理職、統制機能に携わる主要人物および重要な株主は、各自の役割を果たすために、適格であり<sup>27</sup>、それを維持することが期待されるとしている（M3E1a-3）。

IAIG の親会社の取締役会は、過度または不適切なリスクをとることを誘発しないグループ全体の報酬体系を導入し、効果的な実施を監督するものとされる（M3E1a-4）。このため報酬政策は、IAIG のリスク許容度および長期的利益に沿ったもので、保険契約者その他利害関係者の利益に配慮したものとされる。

## (b) 全社的統合リスク管理（ERM）

### ア. ERM の枠組

要素 2 は、IAIG が、すべての関係する重要なリスクに対応して、IAIG のソルベ

<sup>26</sup> 「態勢 (system)」は、体制 (組織構造) や仕組、制度という意味で使用される一方、「機能 (function)」とは、ガバナンス態勢の中であって、実際の職務を担う内部的な遂行能力 (capacity) を意味すると解される。

<sup>27</sup> 適格性要件を満たすために必要な能力と廉潔性を有することとされるが (M3E1a-3-1)、具体的な基準は今後検討される。

ンシー資本必要額の計算を可能とするグループ全体の統合リスク管理（Enterprise Risk Management：以下「ERM」）の枠組を備えることを規定している。ERM の枠組は、法人レベルおよび IAIG レベルの双方でのリスクをその性質、規模および複雑性に依拠して取り扱うものとされる（M3E2-1）。ERM の枠組では、IAIG のリスク選好およびリスク許容度の決定、リスク管理、資本管理、経済資本および規制上の資本の評価ならびに継続性分析を組み込んだ IAIG のリスクおよびソルベンシーの自己評価（ORSA）が規定される。

IAIG の親会社の取締役会および上級管理職は、ERM の枠組のグループ全体での実施に責任を負うものとされ、ERM の枠組が有効、IAIG の組織構造および意思決定プロセスに十分に統合されていること、ならびに組織内の情報伝達の仕組、十分な人材資源の割当、グループ全体の参加および専門家による評価を通じて、重要な機能を有する者に対して、適切な配慮がなされていることを確保することとされる（M3E2-1-1、M3E2-1-2）。

また、ERM の枠組は、IAIG のリスク・プロファイルの変化に対して、迅速に対応するために、フィードバック・ループが組み込まれ、適切かつ正確な情報、経営プロセスおよび客観的評価に基づくものとされる（M3E2-1-3）。さらに、IAIG は、グループ全体の ERM の枠組をリスク選好およびリスク許容度、リスク尺度ならびにリスク管理の方法を含め、包括的に文書化することとされる（M3E2-1-4）。

## イ. リスク管理指針の策定

IAIG は、グループ全体の ERM の枠組内で、すべての関係する重大なリスク・カテゴリーが、IAIG の事業戦略および日常業務の両方においていかに管理されるかを概説する総合的なリスク管理指針（ERM 指針）<sup>28</sup>を作成することとなっている（M3E2-2）。

## ウ. リスク管理態勢の確立

IAIG は、ERM の枠組の中で、リスクを特定し、測定する効果的なグループ全体のリスク管理態勢を確立することとされている（M3E2-3）。ERM 態勢は少なくとも図表 8 の 11 のリスクを対象としてこれらのリスク管理をクロスボーダーの環境で実施しなければならないとされる（M3E2-3-1）。

---

<sup>28</sup> IAIG は、ERM 指針を通じて、IAIG のリスク許容限度、規制上の資本必要額、（事業継続上の通常の予測を超えて発生する損失を吸収するために最低限必要な）経済資本（economic capital）、ならびにリスクの監視に関するプロセスおよび方法との関係を説明するものとされる（M3E2-2-4）。また、IAIG は、ERM 指針に、資産・負債管理活動の性質、役割および範囲、ならびに商品開発、価格設定機能および投資管理との関係を明確に特定する資産・負債管理指針（ALM 指針）を ERM 指針の中にも含めることとなっている（M3E2-2-6）。さらに、IAIG は、IAIG の投資活動の性質、役割および範囲ならびに規制上の投資要件への準拠の状況等を示した明示的な投資方針を ERM 指針にも含めることとなっている（M3E2-2-7）。

また、リスク管理態勢は、これらのリスクおよびその相互依存性を個別および合算レベルの両方において、継続的に管理し報告するために必要な、グループ全体の戦略、プロセスおよび報告手続で構成されるとされる（M3E2-3-2）。

**図表 8 IAIG の ERM 態勢において最低限含めるべきリスク管理の対象リスク**

①保険リスク	⑦再保険およびその他のリスク削減技術
②市場リスク	⑧伝播リスクを含むグループ・リスク
③信用リスク	⑨戦略および風評リスク
④資産・負債ミスマッチ・リスク	⑩年金債務リスク
⑤流動性および集中リスク	⑪詐欺リスク
⑥オペレーショナル・リスク	—

（出典：IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, p. 75 をもとに作成）

## エ. リスクおよびソルベンシーの自己評価（ORSA）

IAIG は、定期的にリスクおよびソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment：以下「ORSA」）を実施し、リスク管理ならびに現在および予想される将来のソルベンシー状況の十分性を評価する（M3E2-5）。IAIG は、ORSA が事業戦略の一環であり、継続的にグループの戦略的意思決定の際に考慮されることを確保することとされる（M3E2-5-3）。また、IAIG は、ORSA を実施する中に、最低限、引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクを含むすべての合理的に予測しうる重大なリスクを対象として取り入れることとなっている（M3E2-5-4）。

## （c）負債／保険契約準備金および資産／投資

資産および負債の評価を行う前提条件として、保有する資産および保険契約準備金に対応する資産が評価可能であることが必要であり、要素 3 は、そのための投資の要件を規定している。

IAIG は、IAIG の投資目標を明確に定義し、これらの目標が法令上の制限に準拠することを確実にするために、投資方針を策定し、実行することが求められる（M3E3-1）。また、IAIG 投資ポートフォリオ全体について、少なくとも安全性、流動性および多様性に関する事項に関して、IAIG の投資要件が定められることとなっている（M3E3-2）<sup>29</sup>。さらに、IAIG は、自社の負債の性質に照らして適切な方法で投資すること（M3E3-3）、リスクを適切に評価し、管理することができる資産のみに投資すること（M3E3-4）などが規定されている。

<sup>29</sup> 投資要件としては、期限到来時に保険契約者等に支払可能で利用可能な適切な場所での資産での保有、過度の集中を避けた分散投資などが規定されることとなる（M3E3-2-5、M3E3-2-6 など）。



#### (d) 評価

要素 4 は、資産と負債の差として求められるソルベンシー規制上の自己資本を算定する前提として、資産および負債の価値の評価方法を規定している。IAIG は、ソルベンシー目的のために、その資産および負債を国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下「IFRS」）を参考基準として、一貫性のある経済ベースで価値評価<sup>30</sup>をすることとされ、評価は、信頼性が高く、意思決定に役立ち、透明性の高い方法で、各資産および負債に関連したキャッシュ・フローのリスク調整後の現在価値<sup>31</sup>を反映して行われる（M3E4-1）。

このため、グループ全体の監督者は、他の監督者と協力して、IFRS の測定基準を検討し、認識および測定に関連したプルデンシャルの調整およびフィルター<sup>32</sup>を必要に応じて提示すること（M3E4-1-1）、IAIG は、評価原則ならびに取引が資産または負債を発生させる時期を決定する測定および認識の方法を書面で明確に記述すること（M3E4-1-2）、グループ全体の監督者は、他の監督者と協力して、モジュール 1 の要素 1 に記載される監督目的上のグループの定義を IFRS に基づく財務会計上の連結グループと比較し、重要な差異が存在する場合に、連結財務諸表への適切な調整を適用し、IAIG はそれを開示すること（M3E4-1-3）などが規定されている。また、IFRS に対する適切な調整が適用され、経済ベースの価値評価を確保することとされている（M3E4-2）。

#### (e) 資本十分性

要素 5（5a から 5d までの 4 要素）は、資本の評価方法として、トータル・バランス・シート方式<sup>33</sup>の採用、資本必要額の計算方法、資本として利用可能な資本資源（capital resources）および資本十分性の評価方法を規定している。

#### ア. 資本必要額の計算方法等

要素 5a は、グループ全体の監督者が、他の監督者と協力して、トータル・バランス・シート方式を適用して、IAIG がさらされているすべてのリスクを評価する

<sup>30</sup> 経済ベースの価値評価（valuation on economic basis）とは、市場での取引価格や市場で観察可能なデータに整合的な金額で評価するもので、わが国の時価評価に相当すると解釈される。

<sup>31</sup> 時間の経過ごとに発生する将来のキャッシュ・フローについて、資産種類ごとの実現不確実性（リスク＝流動性プレミアム）を反映した割引率を適用して現在価値を求めことや、保険負債の価値評価において、保険負債を他の保険会社に移転してその義務を履行するために必要な自己資本を調達・維持するためのリスク・マージンを含めた現在価値を求めことを意味する。

<sup>32</sup> プルデンシャルの調整およびフィルター（prudential adjustments and filters）とは、投資家向けの財務報告基準である IFRS に基づく資産および保険契約準備金等の負債の価値評価に対して、ソルベンシー規制上求めるべき資産および保険契約準備金等の負債の価値評価とするために、一部を修正したり、一部を除外するルールや方法を意味すると解釈される。

<sup>33</sup> トータル・バランス・シート方式（total balance sheet approach）とは、バランス・シート（貸借対照表）全体から、資産および負債の差として求められる自己資本と、事業者またはグループのリスクの計量化に基づく規制上の資本必要額とを対比させて支払余力を評価する方式を意味する。

ことを規定している（M3E5a-1）。

また、要素 5b は、グループ全体の監督者が、他の監督者と協力して、事業環境が悪化した場合でも IAIG 内の保険事業者の保険契約者に対する支払責任を引き続き履行可能とするような十分な水準として、適切な目標基準に基づいた規制上の資本必要額を規定することを規定している（M3E5b-1）<sup>34</sup>。なお、目標基準の設定にはいくつかの選択肢があり（M3E5b-1-1）、リスク量の測定方式として、標準方式および内部モデルに基づく方式があるとされる（M3E5b-1-2）（図表 9 参照）。

さらに、グループ全体の監督者は、他の関与する監督者と協力して、トータル・バランス・シート方式の適用に当たって、すべての関連性のある重大なリスクのカテゴリー（集中リスクを含む）に対処するが、特に図表 10 のリスクに対処することとされている（M3E5b-2、M3E5b-2-1~M3E5b-2-9）。

**図表 9 目標基準設定等の選択肢**

目標基準	選択肢の内容
リスク尺度	バリュー・アット・リスク（VaR）、期待ショートフォール（TAIL VaR）、その他
信頼水準	分布上の 1 点、決定されるべき範囲外の異なる信頼水準の許容（例えば、95%から 99.5%）
内部モデル	内部モデルを認めない、特定のパラメータ内で内部モデルの使用を認める、広範に内部モデルの使用を認める。

（出典：IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, p. 91-92 をもとに作成）

**図表 10 資本必要額の算定における重要なリスク・カテゴリーの細目**

リスク・カテゴリー	リスクの詳細
保険リスク	損害保険事業、生命保険事業、医療保険またはその他の保険事業
市場リスク	金利リスク、株式市場リスク、通貨リスク、その他の市場リスク
信用リスク	投資および再保険から発生する信用リスク
オペレーショナル・リスク	IAIG のすべての業務から発生するオペレーショナル・リスク
流動性リスク	保険契約者およびその他の債権者への債務から発生する流動性リスク
その他の考慮要素	リスク間の相互依存性および相互関係
リスク軽減措置	適切な場合、再保険などのリスク軽減措置を認める
定量化が容易でないリスク	ストレス・テスト、シナリオ・テスト等に基づき、定量化が容易でないリスクに対応する
グループ固有のリスク	グループの事業体におたるリスクの分散、グループ内取引、非保険グループ事業体、管轄地域をまたぐ事業体、部分所有および少数持分から発生するリスク

（出典：IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”, p. 93-94 をもとに作成）

<sup>34</sup> グループ全体の監督者は、意思決定が透明性の高い枠組で行われ、かつ、目標基準の観点から性質、規模および複雑性に照らして適当であることを条件に、他の監督者と協力して、限定された環境下において資本必要額を変更することができるとされている（M3E5b-1-3）。

## イ. 利用可能資本資源

要素 5c は、グループ全体の監督者が、他の関与する監督者と協力して、IAIG の利用可能な資本資源を規定することを規定している (M3E5c-1)。利用可能な資本資源は、広くは資産が負債を超過する額、永久劣後債、偶発資産<sup>35</sup>などで構成される (M3E5c-1-2)。また、特定されたこれらの資本資源は、以下のような特性を考慮して、その質および適合性が評価され (M3E5c-1-4)、当該評価に基づき規制上の資本必要額として適格な最終的な資本資源およびその金額が決定される (M3E5c-1-1)。

なお、決定に際しては、マルチプル・ギアリング、グループ内の資本創出、レバレッジ、代替性および移転可能性に留意することとなっている (M3E5c-1-5)。

- 継続事業ベースおよび清算ベースの両方における損失の吸収のための利用可能性 (劣後性および優先性の判断を含む)
- 資本の永久的性質の範囲
- 資本に関連して強制的なサービシング (債券回収) コストの存在

## ウ. 資本十分性評価

要素 5d は、グループ全体の監督者が、他の関与する監督者と協力して、IAIG に対して、利用可能な資本資源が資本必要額を満たしている状態を維持させることを義務付けることを規定している (M3E5d-1) <sup>36</sup>。また、グループ全体の監督者は、他の関与する監督者ととも、ソルベンシー・コントロール・レベルに違反があった場合は、相応の措置を取ることができるとされる (M3E5d-2)。

さらに、グループ全体の監督者は、他の関与する監督者と協力して、資本十分性評価に付属するものとして、ストレス・テストおよびシナリオ分析を実施すべきであるとされる (M3E5d-3) <sup>37</sup>。

---

<sup>35</sup> 偶発資産とは、過去の事象から発生しうる資産のうち、完全には当該事業者が支配可能でない将来の不確実な発生または負発生によってのみ、その存在が確認されるものであり、一部払込済資本の未払込部分などがありうるとされている。

<sup>36</sup> なお、資本必要額の詳細は、未定であるが、一定水準を下回ると監督措置の発動の基準となるソルベンシー・コントロール・レベルの設定において、次のような選択肢があることとされる (M3E5d-1-1)。グループ全体の単一の規定資本必要額 (Prescribed Capital Requirement : 以下「PCR」)、下限としての最低資本必要額 (Minimum Capital Requirement : MCR) に基づいたグループ全体の単一の PCR、または、IAIG の構成員である保険法人に対する一貫した一揃いの PCR。

<sup>37</sup> ストレス・テストは、保険者に影響を及ぼす比較的小さい要因にストレスを加えた場合の財務的影響を測定することとされ、適用される財務的ストレスには、次の事項が含まれる。深刻なインフレまたはデフレ、長期化する低金利、株価の大幅な下落、その他財務的影響が大きい事象であり、特定の巨大災害が含まれる (M3E5d-3-1)。一方、シナリオ分析については、複数の状況の組合せの影響が検討されているが、これらには、現在の状況に照らして非常に厳しい過去のシナリオを反映する場合がある。また、大恐慌や最近の世界的金融危機などの特定のシナリオを反映するために、ストレス・テストで適用されたいくつかのストレスの特定の組み合わせを用いる場合もある (M3E5d-3-1)。

## 6. 金融システム上重要な金融機関（SIFIs）と保険グループ

リーマン・ブラザーズの経営破綻やAIGの経営危機等による2008年の金融危機を契機として、金融システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions：以下「SIFIs」）の問題が、G20およびFSBで検討されており、IAISでも、これを受けて、保険グループによるシステムック・リスクへの影響および保険分野でのSIFIsの認定に関する検討が行われている。以下、関連する動向について説明する。

### (1) G20とFSBによるSIFIs問題への対応

#### a. 背景および経緯

SIFIsとは、IMF、BISおよびFSBが作成した評価指針による定義によると、その規模（size）、複雑性（complexity）、システムックな相互関連性（interconnectedness）のために、経営危機や無秩序な破綻が広く金融システムおよび経済活動に著しい混乱をもたらすと考えられる金融機関である<sup>38</sup>。

2008年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻等を契機として、金融市場の大幅な価格下落、取引の停止等が起こり、欧米の主要金融・保険グループが経営危機に陥った。各国政府および中央銀行は、多額の公的資金を用いて、資本注入、債務保証、不良債権の買取や資産保証等を行って、これら金融・保険グループの救済措置を実施した<sup>39</sup>。こうした対応は、「大きくてつぶせない（too big to fail）問題」として、民間部門の健全な経営のインセンティブを失わせ、財政に有害な結果をもたらした。

このような問題から、2009年4月のG20 ロンドン・サミットにおいて、金融システム上重要な金融機関を適切な規制・監督の対象とすること等が合意され、2009年9月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、FSBに対して、2010年10月末までにSIFIsに対する追加的な資本賦課、流動性強化その他の健全性規制を含む実施可能な措置を提案することが要請された。

FSBは、これを受けて、2010年11月のG20 ソウル・サミットに「システム上重要な金融機関がもたらすモラル・ハザードの削減」<sup>40</sup>と題する報告書（以下「SIFIs報告書」）を提出、承認を受けて、SIFIsに関する政策提言および今後の作業スケジュールを公表した。さらに、2011年11月のG20 カンヌ・サミットに合わせて、FSB

<sup>38</sup> IMF, BIS and FSA, “Guidance to Assess the Systemic Importance of Financial Institutions, Markets and Instruments: Initial Considerations, Report to the G-20 Finance Ministers and Central Bank Governors”, October 2009, p. 2.

<sup>39</sup> 米国では連邦財務省資産救済プログラム（Treasury Asset Relief Program：TARFプログラム）によるシティグループ、AIGなどへの公的資金注入等、イギリスでは資産保護スキーム（Asset Protection Scheme：APS）によるRBS、ロイズ・バンキング・グループ等金融機関の資産保証等、ドイツではドット・パンク・モデル（証券化商品のバランス・シートからの分離等の不良債権処理）によるウェストLB当の救済等、スイスではUBSの個別救済、オランダではING等への資本注入およびフォルティスの分割・国有化等が行われ、全体で約5兆ユーロの公的資金枠の提供が行われた（「グローバル金融危機の進展と現状」資本市場クォーターリー2009年秋号附属資料（野村資本市場研究所、2009.9）6頁）。

<sup>40</sup> FSB, “Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions: FSB Recommendations and Time Lines”, 20 October 2010.

は、「システム上重要な金融機関に対処するための政策措置」<sup>41</sup>（以下「SIFIs 対処のための政策措置」）を公表し、合わせて、グローバルにシステム上重要な銀行 29 グループが発表された。また、G20 首脳会議は、FSB の包括的な政策措置を承認した。

## b. SIFIs の報告書（2010 年 11 月公表）の概要

SIFIs 報告書は、SIFIs のシステムミック・リスクおよび「大きくてつぶせない」ことにより、健全な経営を行うモラルが低下すること等の問題に対して、各国・地域および IAIS 等の国際基準設定機関等が取り組むべき政策の方向性等を示している。

SIFIs 報告書では、①経営の健全性に対するモラル・ハザードに対処し、納税者の負担を回避しながら、安全・迅速な破綻処理を行う包括的な枠組を実施する方針を提示している<sup>42</sup>。そのうえで、②グローバルに活動する SIFIs（以下「G-SIFIs」）のより高い損失吸収力（自己資本の上乗せ）の要求、③実行可能な SIFIs の破綻処理制度、④SIFIs の監督の強化、⑤G-SIFIs に対する各国の政策の実効的・整合的な実施<sup>43</sup>等の課題に分けて、それぞれの対応の方向性を示している（図表 11 参照）。また、報告書では、それぞれの対応に向けた作業スケジュールは 2012 年まで設定され、IAIS を含め、G-SIFIs の特定のための評価基準および破綻処理制度等の検討作業が進められている。

図表 11 システム上重要な金融機関（SIFIs）に係る FSB の政策提言（2010 年 11 月）の概要

項目	主な政策提言
モラル・ハザード・リスクを抑制するための包括的な枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての金融機関について、金融システムの安定性を損ねず、納税者負担を回避しながら、安全かつ迅速に破綻処理を行える枠組を各国・地域が整備すること。</li> <li>○特に、G-SIFIs はそれ以外の SIFIs に対して優先的に対処する。</li> <li>○G-SIFIs の母国監督当局は、関係監督当局の国際的な協力体制である監督者カレッジを通じ、G-SIFIs のリスクが厳格に評価されることを確保し、再建・清算処理計画（RRP）の策定を G-SIFIs に義務付けること。</li> </ul>
G-SIFIs のより高い損失吸収力の要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>○G-SIFIs は、合意されたバーゼルⅢの最低基準を超える高い損失吸収力（自己資本）を持つこと。その方法は各国の状況に応じた実効可能な措置を選択可能とする。</li> </ul>
実行可能な SIFIs の破綻処理制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各国・地域は、あらゆる金融機関について、本質的経済的機能を保護しつつ、株主、債権者の優先劣後順位に従って損失を吸収し、負担を納税者に負わせない秩序だった破綻処理を整備する。</li> <li>○各国・地域の破綻処理当局は、海外の破綻処理当局との間の協力を推進し、個々の G-SIFIs に関して母国当局と受入国当局との協力に関する合意形成を図る。</li> <li>○G-SIFIs に対し、事前の RRP の策定を義務付ける。</li> </ul>
SIFIs の監督の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各国・地域の監督当局は、SIFIs の金融システムにもたらすリスクに対し、様々な要件等を適用できる権限を有するべき。</li> </ul>

<sup>41</sup> FSB, “Policy Measures to Address Systemically Important Financial Institutions”, 4 November 2011.

<sup>42</sup> 提言では、特に、G-SIFIs に対してはそれ以外の SIFIs よりも優先的に対処する方針を示している。

<sup>43</sup> FSB と各国・当局は、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS 等と協議しつつ、関連する定性的・定量的な指標に基づき、当初適用される金融機関を 2011 年半ばまでに特定する。また、自国・地域で活動する G-SIFIs の関連当局で構成される比較検証のための協議会（Peer Review Council）が設置され、各国・地域の施策が国際的に整合的かつ相互補完的か等が評価され、FSB に報告されることとなっている。

項目	主な政策提言
	○各国・地域の監督当局は、SIFIs のリスクを早期に特定し、適切な措置をとるため、適切な職務上の義務、独立性および資源を有するべき。
コアとなる金融インフラの強化	○支払システム、証券決済システム等のコアとなる金融市場インフラに係る国際基準は、ストレスのかかった状況での強靱性を確保するため、更新・強化されるべき。
G-SIFIs に対する各国の政策の実効的・整合的な実施	○FSB と各国・地域の当局は、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS 等と協議しつつ、関連する定性的および定量的な指標に基づき、FSB の G-SIFIs に関する提言が適用される金融機関を 2011 年半ばまでに特定する。

(出典：FSB, “Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions: FSB Recommendations and Time Lines”, 20 October 2010 をもとに作成)

### c. SIFIs 対処のための政策措置（2011 年 11 月公表）の概要

FSB は、2010 年 11 月の SIFIs 報告で提示した政策方針に沿って、SIFIs に対する破綻処理制度の実施のための責任、手段および権限を定める国際基準ならびに G-SIFIs の特定のための評価手法および追加的損失吸収力（自己資本強化策）など、以下で構成される SIFIs に対処するための政策措置に合意したと発表した。

- 納税者の損失のリスクに晒すことなく、破綻金融機関を秩序ある形で処理する破綻処理制度が有するべき責任・手段および権限を定める新しい国際基準（「金融機関に対する実効的な破綻処理制度の主要な特性」（概要は図表 12 参照））
- グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）の破綻処理の実行可能性評価、再建・清算処理計画、および G-SIFIs 母国当局と受入国当局の危機の際のより良い備えおよび協力方法の明確化のための金融機関ごとのクロスボーダーでの協力協定の策定に関する要件
- グローバルにシステム上重要と認定された銀行の倒産の影響度合いに応じてリスク資産比で 1%から 2.5%（および 3.5%の適用枠組を含む）の普通株で満たすべき追加的損失吸収力の保有に関する要件
- 監督当局のより強い責務、資源および権限を通じて、より高いリスク管理機能、データ集積能力、リスク・ガバナンスおよび内部統制を目指す、すべての SIFIs に対するより密度が高く効果的な監督

また、FSB とバーゼル委員会は、バーゼル委員会による評価手法を用いて、グローバルにシステム上重要な銀行として当初 29 グループを特定した<sup>44</sup>。

当該評価手法は、図表 13 に示すとおり、「国・地域を越えた活動」、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性等」および「複雑性」の 5 つのリスク・カテゴリーを同じウェイト（個別指標が 3 つの場合  $20\% \div 3 \approx 6.67\%$ ）で評価し、標本データ（現在 73 の銀

<sup>44</sup> わが国では 3 メガグループが選定されたが、国内事業に特化している日本郵政グループは含まれていない。

行グループ) の総計に対する個別グループのシェアとして算定され、個別指標の合計スコアで評価される。その上で、スコアによる金融システム上の影響度に応じて G-SIFIs が特定され、その中でスコアを等分したバケット (現時点では 4 番目までのバケットまでで、5 番目は空のバケット) が設定され、当てはまるバケットに応じて追加的な損失吸収力の要件が適用されることとなる (図表 13 参照)。

これら特定された G-SIFIs は、2012 年末までに事前の再建・清算処理計画 (Recovery and Resolution Plan : RRP) 策定等の要件を満たす必要がある。また、FSB とバーゼル委員会は、本枠組をすべての SIFIs に広げていくため、その方式を定める作業を開始するとしている。

また、SIFIs 対処の政策措置の一環として、IAIS は、グローバルにシステム上重要な保険会社を特定するための評価手法を 2012 年 6 月の G20 首脳会議<sup>45</sup>までに完成させることが期待されること、さらに、国際的に活動する保険グループの監督のための共通フレームワーク (コムフレーム) を 2013 年までに策定する作業を進めていくことが説明されている。

**図表 12 FSB 金融機関の実効的な破綻処理制度の主要な特性の概要**

項目	概要
各国の破綻処理制度の強化	○各国・地域は、金融機関の破綻処理権限を実行する責任を持つ破綻処理当局を設置し、金融機関が支払不能になる前に適時かつ早期に破綻処理を開始する。 ○破綻処理当局は、SIFIs に対し適切な権限と秩序だった破綻処理遂行能力を保持。
破綻処理の障害を取り除く措置	○債権・債務の相殺および担保管理の法的枠組、顧客資産の分別管理の透明性確保。 ○金融機関の破綻処理に国有化、財政援助等に頼らない法律その他の政策を実施。 ○破綻処理当局は、迅速性、柔軟性、適切なセーフガードによる法的確実性を確保。
金融機関と当局による破綻処理計画の策定	○各国・地域は、全体的な監督プロセスの一部として、継続的な再建・清算処理計画 (RRP) のプロセスを策定し、すべての G-SIFIs その他金融の安定性に影響を与える金融機関に RRP の作成を要求。 ○監督当局等は、定期的、少なくとも年次で RRP を検証し、不十分な場合は RRP の改善を求め、必要に応じて金融機関の構造またはビジネス慣行の変更を要求。
クロスボーダーの調整に関する措置	○すべての G-SIFIs を対象に、母国当局および受入国当局との間で協力の合意。 ○すべての G-SIFIs を対象に、母国当局および受入国当局は、クロスボーダーの危機管理グループを設置。

(出典: FSB, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions”, October 2011 をもとに作成)

<sup>45</sup> 次回の第 7 回 G20 首脳会議は、メキシコを議長国として、2012 年 6 月 18、19 日にメキシコのバハ・カリフォルニア・スール州ロス・カボス市で開催される予定となっている。

図表 13 グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収量の要件

評価方法・要件	概要		
G-SIFIs の判定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の「国・地域を越えた活動」、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性／金融機関インフラ」および「複雑性」の 5 つのリスク要因に対応した数値指標で判定し（注）、特定した G-SIFIs を公表。毎年 11 月にリストを更新する。</li> <li>○ なお、グローバルなシステム上の影響度および破綻処理の枠組の質の判断基準ならびに補助指標によって、上記判定を破棄する修正を行うことができる。</li> </ul>		
リスク・カテゴリー(ウェイト)	個別指標		個別指標ウェイト
国・地域を越えた活動 (20%)	国・地域を越えた債権		10%
	国・地域を越えた債務		10%
規模 (20%)	バーゼルⅢのレバレッジ比率の分母となる総エクスポージャー		20%
相互関連性 (20%)	金融システム内の資産（例、金融機関への貸出等）		6.67%
	金融システム内の負債（例、金融機関による預金等）		6.67%
	ホールセル・ファンディング比率（他の金融機関からの資金調達率）		6.67%
代替可能性／金融機関インフラ (20%)	預かり資産		6.67%
	決済システムを通じて清算・決済される支払額		6.67%
	社債・株式市場における引受取引の価値		6.67%
複雑性 (20%)	店頭デリバティブ想定元本		6.67%
	レベル 3 資産（市場価格等から公正価値が算定困難な資産）		6.67%
	トレーディング勘定の価値および売却可能資産の価値		6.67%
追加的な損失吸収力（自己資本の上乗せ）	○ G-SIFIs の重要度に応じて、5 つに区分し、この区分に従って、バーゼルⅢの資本水準に対して、普通株式資本を上乗せする。		
	第 5 バケット（空）	（普通株式資本 3.5%）	
	第 4 バケット	普通株式資本 2.5%	
	第 3 バケット	普通株式資本 2.0%	
	第 2 バケット	普通株式資本 1.5%	
	第 1 バケット	普通株式資本 1.0%	
実施時期	○ 2014 年 11 月に特定された G-SIFIs について、2016 年 1 月から段階的に上記の追加的な損失吸収力の要件を段階的に実施し、2019 年 1 月から完全実施。		

(注) 2009 年のデータで抽出された 73 銀行グループの個別指標の総額に占める当該グループの割合のスコアにウェイトをかけて点数化し（規模の指標の総額の 10%ならば 0.1、国・地域を越えた活動で債権の指標の総額の 10%ならば 0.05）、合計する。

(出典: Basel Committee on Banking Supervision, “Global systemically important banks: assessment methodology and the additional loss absorbency requirement Rule text”, November 2011 その他をもとに作成)

## (2) IAIS における G-SIFIs の検討

### a. 経緯

IAIS では、金融安定化委員会（以下「FSC」）が、G-SIFIs に該当しそうな保険者によるリスクへの対処および保険市場のマクロ健全性監視の枠組の検討を進めてきた。

2010 年 11 月の G20 ソウル・サミット以降、FSC は、グローバルにシステム上重要な保険者（Global systemically important insurers : 以下「G-SIIs」）の特定および G-SIIs の破綻による影響を減らすために適用可能な政策の枠組の策定作業を行ってきた。2011 年 2 月に会員およびオブザーバー会員の意見聴取を行い、G-SIIs の特定のプロセス草案が作成された。さらに、3 月に FSB に検討の進捗状況の報告がなさ



れ、さらに詳細な提案がカンザス・シティの会合で5月に提示され、会員およびオブザーバー会員の議論に付された。また、IAISは、11月にFSBに対して「保険および金融安定化」と題する報告書を提出した（後記c参照）。

プロジェクトの残りの段階は、保険者からのデータ収集が完了した段階でのデータの分析、2012年の早い時期でのG-SIIsに適用されるべき詳細な政策的措置の提案とともに、評価方法の提案に関する公開意見募集の発出となっている。その上で、検討結果は、2012年6月のG20首脳会議までに提示されることとなる。また、これらのプロジェクトが完了した後は、国内で活動するシステム上重要な保険者（SIIs）を特定するために同様のプロセスが適用される必要があるとされている<sup>46</sup>。

## b. G-SIIsの特定のための評価方法の草案

同草案は、前記aのとおり、IAISの会員およびオブザーバー会員に開示され、意見聴取が行われたが、対外的に公表されていない。このため、詳細は不明であるが、G-SIIsの特定のための評価は、次の7段階で進められると予想される。すなわち、①分析範囲、②システム上重要である基準、③指標（非伝統的な保険活動、相互関連性、代替可能性、規模およびグローバルな活動）、④データ収集、⑤データ分析、⑥判定、および⑦最終決定（IAISに相談の上、FSBおよび各国当局が関与）である。

また、2011年3月にFSBに提出された進捗状況報告書では、システム上重要であることの評価に関する議論の内容として、非伝統的な保険活動（non-traditional insurance activities）の要素の方が規模およびグローバルな活動の要素はより大きいとされている。銀行のG-SIFIsの特定における評価方法と比べ、規模等の要素と比べ、非伝統的な保険または非保険の活動により重点を置いた指標になることが予想される。

なお、IAIGsとの関係では、G-SIIsは、あくまでその破綻がシステムミック・リスクおよび実体経済へ与える影響の観点で特定されるものであり、「大規模」かつ「国際的に活動する」観点で特定されるコムフレームにおけるIAIGsとは必ずしも一致しないが、IAIGsからさらに絞り込まれた形で特定されるものと思われる。

## c. 保険および金融安定化に関する報告

前記a.のとおり、IAISは、2011年11月に見解文書「保険および金融安定化（Insurance and Financial Stability）」を公表し、保険業界の役割ならびに金融システムおよびその他金融市場機関との相互活動に関する保険監督者の総体的な見方を提示した。同文書では、保険事業は基本的にシステムミック・リスクの懸念はほとんどないが、非伝統的または非保険の活動は、システムミック・リスクを増幅する要因になりうるとしている。

また、同文書では、保険会社の経営危機の事例とシステムミック・リスクの関係等に

<sup>46</sup> IAIS, Annual Report 2010-2011”, p. 8.

関する分析を説明しているが、そのうち、AIG の CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）事業の失敗事例および証券貸出プログラムの失敗事例ならびにオランダ政府による 3 つの金融コングロマリットに対する資本注入の事例について、金融システムとの関係を説明している（うち、AIG の CDS 事業の失敗およびオランダ政府の資本注入の事例は図表 14 参照）。その他の保険会社の経営破綻、損失発生事例は、いずれも金融システムへの影響はないが、オーストラリアの HIH の破綻は、実体経済への影響はあったと整理している。

- 保険事業モデルは生命や財産、責任リスク等の引受における特殊性がある。保険会社は信用リスクや市場リスクなど他の金融機関に見られるリスクも有するが、事業モデルの特殊性から特殊な形で生じ、保険事業と銀行業でリスクは異なる。
- 2008 年から 2009 年の金融危機において、保険事業モデルは、大多数の保険者が他の金融機関よりも金融危機に対してより強靱であることを示した。保険引受リスクは一般的に経済サイクルや金融市場リスクと相関せず、保険金支払は専ら保険事故の発生に起因するため、伝統的な保険事業は、突然の資金流出による流動性の枯渇になりにくく、システムック・リスクの観点での懸念は当てはまらない。
- しかしながら、伝統的な保険事業をコアとする財務的に強靱な保険グループや金融コングロマリットでも、非伝統的または非保険の活動を著しく拡大している場合は、危機の深刻な影響を受け、グローバルにシステム上重要になっている。このことは、規制された保険事業とそれ以外を区別することの重要性を示している。
- 保険市場は非常に競争的であり、単一事業体の破綻後に保険供給の代替可能性または継続性が重大な問題になる可能性は、銀行業よりも低い。また、ニッチ市場であっても、供給不能または価格上昇の混乱は一時的であり、新規参入が容易であるため、元の水準に戻りやすい。
- 保険負債を中心とする規律ある投資、保険金支払の特性から期間を定めた出金管理、および市場参入の容易さによる高い代替可能性に示される保険事業モデルの特徴を理由として、保険事業の失敗による他の金融機関および実体経済への影響は、銀行業の場合とは異なっている。

図表 14 保険事業者とシステミック・リスクとの関連

**事例 1. AIG の CDS 事業の失敗**

- ・ 1998 年にスタートした AIG フィナンシャル・プロダクツ (AIG Financial Products : 以下「AIGFP」) は、コネチカットを本拠とし、主要な営業はロンドンに置く AIG の子会社である。
  - ・ AIGFP は、AIG の AAA の格付を利用した新しいやり方で収益を上げ、主要な店頭デリバティブの販売者として、特に金融機関その他投資家の債務を保証するクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) を発行していた。
  - ・ AIGFP の主要な CDS 事業は、corporate debt/CLO (corporate arbitrage)、regulatory capital、および multi-sector CDO の 3 種類に分けられるが、このうち、AIGFP のデリバティブ総額の約 3% を占める multi-sector CDO が損失の 90% を占めた。
  - ・ AIGFP は、CDS の契約の際、担保を提供せず、元の証券の価値が下落するか、AIG の長期社債格付が下がった場合に担保を提供する契約としていた。
  - ・ 担保提供による AIG の信用格付の下落が、結果として追加的な担保要求を招き、これが更なる信用格付の下落を招くという、マイナスの循環作用 (negative feedback loop) が、AIG の証券貸出事業 (securities lending business) (注) に影響を与えた。不安を覚えた証券貸出取引の相手方は、数日のうちに、240 億ドルもの取引の解約を選択し、これが同プログラムの予期せぬ流動性ショックを引き起こした。
  - ・ AIG は、2008 年の multi-sector CDO の急速な価値の下落のため、第 1 および第 2 四半期に 208 億ドル、さらに第 3 四半期には 315 億ドルの担保を提供し、危機的状況に陥った。
  - ・ AIG は、規制されない商品で主要な事業を立ち上げ、事業の大半をロンドンにおき、規制の緩い連邦監督機関の貯蓄金融機関監督庁 (Office of Thrift Supervision) を選択することによって、規制の鞘取り (regulatory arbitrage) を行った。
  - ・ AIG は、多くの大手商業銀行、投資銀行その他の金融機関とクレジット・デフォルト・スワップおよび証券貸出などその他の活動を通じて、相互関連性が強かったため、その破綻はシステミック・リスクを引き起こす可能性があった。米国政府は、AIG が大きすぎてつぶせないとの結論を出し、その救済に 1,800 億ドルを超える資金を提供した。
- (注) 証券貸出事業は、高格付の証券や債券を第三者に貸し出して、低利の証拠金を受け取り、当該証拠金を高利回りの証券に投資して利益を上げるものである。AIG のプログラムでは、主として、高リスクの住宅ローン担保証券 (RMABS) に投資したため、金融危機の影響で、証券貸出の取消が相次ぎ、証拠金の返済を求められた。しかしながら、住宅ローン担保証券等の運用資産の価格が下落して売却が困難となって、流動性の問題が生じた。

**事例 2. オランダにおける国家介入**

- ・ 2008 年後半の金融危機の高まりの中で、オランダ政府は、金融システムの信頼回復のための措置として、200 億ユーロの資金枠を ING グループ (ING Group)、エイゴン・グループ (Aegon Group) および SNS レアール (SNS Reaal) に提供し、合計 140 億ユーロがこれらのグループに利用された。
- ・ これらのグループは、銀行業および保険業の両方を営むが、それぞれの両事業の規模および事業比率は異なる。ING グループは、資産規模 1 兆ユーロの巨大な銀行業とそれより小さい資産規模 3,000 億ユーロの保険業で構成。エイゴン・グループは保険業が中心 (資産規模 2,900 億ユーロ) で、限定的に銀行業 (同 50 億ユーロ) を遂行。SNS レアールは、ほぼ同規模の銀行業 (資産規模 750 億ユーロ) および保険業 (同 500 億ユーロ) で構成。

<ING グループ>

- ・ 2008 年 10 月、100 億ユーロの政府資金注入を受領、うち 28 億ユーロは ING 保険に
- ・ 2011 年 6 月現在、資本注入残額 30 億ユーロ

<エイゴン・グループ>

- ・ 2008 年 10 月、30 億ユーロの政府資本注入を受領

- ・2011年6月現在、資本注入残額7億5,000万ユーロ
  - <SNS レアール>
  - ・2008年11月、7億5,000万ユーロの政府資本注入および5億ユーロの民間資本注入を受領、うち5億ユーロはレアール（保険）に
  - ・2011年6月現在、資本注入残額6億6,500万ユーロ
- ・先ず指摘できることは、金融市場全般の信頼低下により、これらの金融機関は、急速に流動性の問題に直面したことである。特に銀行は、通貨市場が取引不能となった場合、急激かつ大規模な預金引き出しにより打撃を受けやすい。一方、保険業は資産運用で巨額の損失を被ったものの、銀行業よりも脆弱さは低かった。しかしながら、株価下落により特に生命保険会社のソルベンシー比率が低下した。政府介入は、資本バッファの強化を目指したものであった。
- ・もう一つの点は、評判低下の影響（信頼喪失）が、金融コングロマリット内から他の金融機関、金融システム全般および経済全体へと拡大する兆しがあった。保険会社の信頼低下の問題は、簡単にグループ全体または銀行へと拡大するものであった。

（出典：IAIS, “Insurance and Financial Stability”, November 2011, p. 37-40, p. 44.をもとに作成）

## 7. おわりに

金融・保険事業および経済活動のグローバル化の進展に伴って、各国・地域の金融・保険規制・監督が高いレベルで収斂されることが求められており、その意味で、IAISの保険規制・監督原則および基準等は重要な役割を果たしている。

特に、2008年の金融危機を契機に、G20首脳会議を軸とした国際金融規制改革推進体制の下で、金融システムの安定化等のために、金融・保険規制・監督の国際基準の各国の遵守が国際公約としてより強く求められている。

IAISでは、これまでの保険基本原則ならびに各種の保険監督原則および基準等を統合した改正版のコア・プリンプルを2011年10月に採択した。また、金融危機の要因となったAIGに見られるように、国際的に活動する保険グループの規制・監督の不備を改善するために、コムフレームの策定を進めている。これらの内容は、ORSAを含むガバナンス態勢や、トータル・バランス・シート方式による経済価値ベースの資本要件など、健全性規制として先進的といわれるEUのソルベンシーIIに近い形となっている。

さらに、金融危機を契機として、G20およびFSBの下で金融危機の要因となる金融システム上重要な金融機関（SIFIs）を特定し、納税者負担を減らすために、より厳格な健全性規制と破綻処理の整備等の枠組み作りが進められている。保険グループ等もSIFIsに含まれるのか、その特定のための評価方法および政策的措置が検討され、2012年中に確定される動きにある。

このような動きは、わが国の金融・保険規制・監督制度に直接関わる問題であるとともに、グループ化および海外事業展開が進むわが国の保険事業者にも大きな影響を及ぼす問題である。コムフレームおよびG-SIFIsの評価方法等の詳細な内容は今後策定されることとなり、動向を注視したい。

本レポートが、このような世界的な動向およびわが国へ及ぼす影響を理解するための参考になれば幸いである。

**【参考】IAIS コア・プリンシプル（保険基本原則）2011年10月1日採択**

<b>ICP 1</b>	<b>監督者の目的、権限および責任</b>
<p>保険監督に関し責任を負う監督当局（または複数の監督当局）、および保険監督の目的が明確に定義されている。</p>	
<b>ICP 2</b>	<b>監督者</b>
<p>監督者は、その職務の遂行と権限の行使に当たって：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 業務上の独立性、説明責任および透明性を維持する。</li> <li>- 機密情報を保護する。</li> <li>- 適切な法律上の保護を受ける。</li> <li>- 適正なリソースを有する。</li> <li>- 高度の職業行為基準を満たす。</li> </ul>	
<b>ICP 3</b>	<b>情報交換および秘密保持に関する要件</b>
<p>監督者は、秘密保持、目的および用途に関する要件に従い、他の関係する監督者および当局と情報を交換する。</p>	
<b>ICP 4</b>	<b>免許交付</b>
<p>保険事業に従事する予定の法人は、管轄区域内で事業を行う前に免許を取得しなければならない。免許交付の要件および手続きは、明確で、客観的で、公開されていて、一貫して適用されなければならない。</p>	
<b>ICP 5</b>	<b>個人の適格性</b>
<p>監督者は、保険者の取締役会のメンバー、上級管理職、統制機能に携わる主要人物および主要オーナー（保険者の主要保有者）が、それぞれの任務を遂行する適格性を有し、維持することを要求する。</p>	
<b>ICP 6</b>	<b>支配権の変更とポートフォリオの移転</b>
<p>保険者の重要な所有権あるいはその他の持分を取得しようとすることで、その結果として当該人（法人もしくは自然人）が単独あるいは他の関係者と共同で、直接的であるか間接的であるかを問わず、当該保険者に係る支配権を行使することとなる計画については、監督者の認可を必要とする。ポートフォリオの移転あるいは保険者の合併については、監督者の認可を必要とする。</p>	
<b>ICP 7</b>	<b>コーポレート・ガバナンス</b>
<p>監督者は、保険者の事業の健全かつ慎重な経営管理および監視について規定し、保険契約者の利益の保護を十分に認識したコーポレート・ガバナンスの枠組を策定し、実行するよう保険者に要求する。</p>	
<b>ICP 8</b>	<b>リスク管理および内部統制</b>
<p>監督者は、コーポレート・ガバナンスの全体的枠組の一部として、リスク管理、コンプライアンス、保険数理に関する事項および内部監査の効果的な機能を含む、リスク管理および内部統制の効果的なシステムを整備するよう保険者に要請する。</p>	
<b>ICP 9</b>	<b>監督上の検証および報告</b>
<p>監督者は、各保険者の事業を検査し、その状態、取締役会および上級管理職の質と効率性、ならびに法律および監督要件の遵守を評価するために、オフサイト・モニタリングと立ち入り検査の両方を用いるリスク・ベースの統合監督システムを構築する。監督者は、保険者の効果的監督を実施し、保険市場を評価するために必要な情報を取得する。</p>	
<b>ICP 10</b>	<b>予防措置および是正措置</b>
<p>監督者は、保険監督の目的を達成するために、適時、適切かつ必要な予防措置および是正措置を講じる。</p>	
<b>ICP 11</b>	<b>執行</b>
<p>監督者は是正措置を執行し、必要に応じて、公表された明確かつ客観的な基準に基づき制裁を課す。</p>	
<b>ICP 12</b>	<b>清算および市場からの撤退</b>
<p>法令は、保険法人が市場から撤退する一連の選択肢を定めている。また法律は、経営破綻を定義し、保険法人の経営破綻を処理するための基準及び手続きについて定めている。保険法人の清算手続きの場合、法的枠組みは、保険契約者の保護を優先し、保険契約者に対する利益のタイムリーな提供の途絶を最小限にとどめることを目指す。</p>	

<b>ICP 13 再保険、およびその他リスク移転</b>
監督者は、保険者がそのリスク移転を適切に管理し、透明性のある報告書を提出することを確実にすることを目的とし、再保険およびリスク移転のその他の手段の利用に関する基準を定め、執行する。監督者は、所属する管轄区域に拠点を有する再保険者を監督するにあたって、再保険事業の特性を考慮する。
<b>ICP 14 評価</b>
監督者は、ソルベンシー目的のための資産および負債の評価の要件を定める。
<b>ICP 15 投資</b>
監督者は、保険者が直面するリスクに対応するよう、ソルベンシー目的のための保険者の投資活動に関する要件を定める。
<b>CP 16 ソルベンシー目的の統合リスク管理</b>
監督者は、保険者にすべての関連し重要なリスクに対応することを要求するよう、ソルベンシー目的のための統合リスク管理要件を定める。
<b>ICP 17 資本十分性</b>
監督者は、重大な予測不能の損失を保険者が吸収でき、監督者の介入の程度を定めるよう、ソルベンシー目的のための資本十分性の要件を定める。
<b>ICP 18 保険仲介者</b>
保険仲介者が専門職にふさわしい透明性のある方法で業務行為を行うことを確実にするために、監督者は、保険仲介者の行為の要件を定め、執行する。
<b>ICP 19 業務行為</b>
監督者は、契約締結前、および契約に基づくすべての義務が履行される時点までの両方の期間において、顧客が公正に取り扱われることを確実にするため、保険の業務行為に関する要件を定める。
<b>ICP 20 開示</b>
監督者は、保険者および市場参加者に対して、保険契約者に保険者の事業活動、業績および財務ポジションについて、明瞭な概観を提供するために、適切、包括的かつ十分な情報をタイムリーに開示することを要求する。このことが市場規律を強化し、保険者がさらされているリスクおよびそのリスクが管理されている方法に対する理解を深めることになると期待される。
<b>ICP 21 保険詐欺の対策</b>
監督者は、保険詐欺の抑止、防止、発見、報告および是正のために効果的な措置を講じることを、保険者および仲介者に要求する。
<b>ICP 22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策</b>
監督者は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防ぐために効果的な措置をとることを保険者および保険仲介者に要求する。さらに、監督者は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防ぐために効果的な措置をとる。
<b>ICP 23 グループ全体の監督</b>
監督者は、保険者を法人およびグループ全体で監督する。
<b>ICP 24 マクロ健全性の監視および保険監督</b>
監督者は、保険者および保険市場に影響を与える可能性のある市場および金融の変化ならびにその他の環境要因を特定、監視、分析し、この情報を個別の保険者の監督に使用する。こうした業務においては、適宜、他の当局からの情報および見識を利用すべきである。
<b>ICP 25 監督協力および調整</b>
監督者は、秘密保持要件に従い、他の関係監督者および関係当局と協力し、する。
<b>ICP26 危機管理におけるクロスボーダー協力および協調</b>
特定の保険者が係るクロスボーダーの危機を効果的に管理するために、監督者は他の関係監督者および関係当局と協力・協調する。

## <参考資料>

- ・牛窪賢一「グローバル金融危機後の米国損害保険業界—金融規制改革法、ソルベンシー規制を含む外観—」損保総研レポート 2010 年 10 月発行第 93 号（損害保険事業総合研究所、2010.10）
- ・大久保亮「IAIS（保険監督者国際機構）の最近の動向について—保険基本原則と主要 3 分野を中心に—」損害保険経営第 73 巻第 2 号（生命保険経営学会、2005.5）
- ・金田幸二「金融危機と金融・保険グループ規制の動向」損保総研レポート 2009 年 3 月発行第 87 号（損害保険事業総合研究所、2009.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向—EU および米国の動向を中心に—」損保総研レポート 2010 年 3 月発行第 91 号（損害保険事業総合研究所、2010.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向—EU の金融コングロマリット指令および米国の保険グループ規制等を中心に—」損保総研レポート 2011 年 4 月発行第 95 号（損害保険事業総合研究所、2011.4）
- ・河合美宏「国際保険規制の最近の進展」損害保険研究第 72 巻第 4 号（損害保険事業総合研究所、2011.2）
- ・河合美宏「国際保険規制の最近の進展」共済と保険 2011.1（日本共済協会）
- ・河合美宏「新世界金融システムの構築と保険監督者国際機構（IAIS）の役割」損害保険研究第 61 巻第 4 号（損害保険事業総合研究所、2000.3）
- ・来住慎一「国際保健監督規制の最近の動向」生命保険経営第 76 巻第 4 号（生命保険経営学会、2008.7）
- ・河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）
- ・小立敬「システム上重要な金融機関（SIFI）に関する政策提言と作業工程」野村資本市場クォーターリー 2011 Winter（野村資本市場研究所、2010.12）
- ・小立敬「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の評価手法および資本サーチャージ」野村資本市場クォーターリー 2011 Summer（野村資本市場研究所、2011.）
- ・佐藤元彦「保険会社の資本の質に関する IAIS 指針」生命保険論集第 172 号（生命保険文化センター、2010.9）
- ・損害保険事業総合研究所『諸外国における金融コングロマリットの実態について』（2005.9）
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー II 枠組指令に関する調査・研究（解説編）』（2011.3）
- ・田尻貴夫「米国損害保険市場の動向—AIG への公的資金投入に関する動向—」損保ジャパン総研クォーターリー Vol. 57（損害保険ジャパン総合研究所、2011.1.31）
- ・Basel Committee on Banking Supervision and Bank for International Settlements, “Global systemically important banks: assessment methodology and the additional loss absorbency requirement, Rule text, November 2011.
- ・IAIS, “Annual Report 2010-2011” (2011.10)
- ・IAIS, “BY-LAWS (2010 Edition)”, 29 October 2010.
- ・IAIS, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group Concept Paper, 1 July 2011”.
- ・IAIS, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodology, 1 October 2011”.

- ・ IAIS, “Insurance and Financial Stability”, November 2011
- ・ IAIS, “Invitation for applications for MMOU, and nominations for MMOU validators, ,Ref: 7/038, 16 March 2007”.
- ・ IAIS, “Newsletter, The Insurance Supervisor, Issue III, December 2011”.
- ・ IAIS, “position statement on key financial stability issues, 4 June 2010”.
- ・ IMF, BIS and FSB, “Report to G20 Finance Ministers and Governors, Guidance to Assess the Systemic Importance of Financial Institutions, Markets and Instruments: Initial Considerations, October 2009”.
- ・ FSB, “Financial Stability Board reports to G20 Leaders on progress in implementing financial regulatory reforms, Ref: 61/2011, 4 November 2011”.
- ・ FSB, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions, October 2011”.
- ・ FSB, “Policy Measures to Address Systemically Important Financial Institutions, 4 November 2011”.
- ・ FSB, “Progress of Financial Regulatory Reforms, 4 November 2011”.
- ・ FSB, “Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions: FSB Recommendations and Time Lines”, 20 October 2010.

#### <参考サイト>

- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ International Association of Insurance Supervisors (IAIS) ウェブサイト <http://www.iaisweb.org/>
- ・ Financial Stability Board (FSB) ウェブサイト <http://www.financialstabilityboard.org/>
- ・ Basel Committee on Banking Supervision ウェブサイト <http://www.bis.org/bcbs/>
- ・ International Organization of Securities Commissions (IOSCO) ウェブサイト <http://www.iosco.org/>
- ・ International Monetary Fund (IMF) ウェブサイト <http://www.imf.org/external/index.htm>